

令和8年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和8年6月23日（火）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番 松 山 貢	6番 牧 野 牧 子	11番 安 部 大 助
2番 村 上 一	7番 齋 藤 則 子	12番 前 田 芳 樹
3番 西 村 万里子	8番 村 上 謙 武	13番 石 田 茂 春
4番 脇 田 千代志	9番 菊 地 政 文	14番 高 宮 陽 一
5番 山 田 浩 太	10番 西 尾 幸太郎	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 池 田 高世偉	水 産 振 興 室 長 木 瀬 高 宏
副 町 長 大 庭 孝 久	建 設 課 長 岸 本 則 和
教 育 長 野 津 浩 一	都 市 計 画 課 長 石 田 傑
総 務 課 長 宇 野 慎 一	環 境 課 長 原 秀 人
危 機 管 理 室 長 柳 原 潔	エネルギー対策室長 野 津 寿 天
地 域 振 興 課 長 橋 本 博 志	国民スポーツ大会推進課長 田 崎 幸 雄
財 政 課 長 池 本 繁 樹	上 下 水 道 課 長 藤 田 将 之
施 設 管 理 課 長 堀 川 秀 樹	布 施 支 所 長 坂 本 忠
税 務 課 長 島 根 美 香	五 箇 支 所 長 石 橋 忠 夫
町 民 課 長 和 田 美由貴	都 万 支 所 長 近 藤 勝 志
保 健 福 祉 課 長 中 村 恒 一	中 出 張 所 長 黒 川 直 照
住 民 福 祉 担 当 課 長 茶 山 宏	総務学校教育課長 金 井 和 昭
商 工 観 光 課 長 藤 野 一	社 会 教 育 課 長 砂 川 祐 一
農 林 水 産 課 長 曾我部 一 彦	中 央 公 民 館 長 藤 田 留 美

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 田 中 拳 事 務 局 長 補 佐 前 田 静 香

議事の経過

○議長（ 安 部 大 助 ）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答方式で行います。

また、質問時間は答弁を含め 60 分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行財政全般にわたり、執行機関に対し、疑問を質し、所信の表明を求めるものであります。

単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容等の説明を求めるものは控えていただき、併せて要望やお願い、お礼の言葉を述べることも慎んでいただきたいと思います。

また、再質問は簡明におこない、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、2 番：村上 一 議員

○2 番（ 村 上 一 ）

皆さんおはようございます。日本共産党の村上一です。

質問に入る前に、一昨日の日曜日、ウルトラマラソンでは、町長はじめ役場職員の皆様、町民のボランティアの皆様には大変お世話になりました。おかげさまで私は 3 年ぶりに、8 時間 10 分でゴールすることができました。町長から金メダルをかけていただきまして、このメダルは宝物にしようと思っております。本当にありがとうございました。

走るランナーは恐らく好きで走ってますからいいんですけども、一昨日は雨風が強くて本当にボランティアスタッフの皆さん、それから応援してくれた町民の皆さんには大変な中だったと思います。しかし、このウルトラマラソンは本当に大事な町を挙げてのイベントだなあと思っております。特に昨日寒い中でずっと給水所で、ボランティアしていただいた中

学生の皆さんや、子供たちが本当に雨の中で声をかけてくれたことが、ランナーの力になったと思いますし、島外から来たたくさんのランナーも恐らくそういう意味では、隠岐の島はいいところだなと思って帰られたと思います。

そして、私が今日1番目に質問するのは平和の問題なんですが、改めてこういうウルトラマラソンができるのも、日本が平和だからだと思っております。まず「平和憲法と地方自治法」の精神に基づき、『町民の暮らしと命を守る』町長の決意」をお聞きしたいと思います。

ロシアとウクライナの戦争、イスラエルのパレスチナ攻撃、アメリカとイランの戦争など、近年、第2次世界大戦後に築き上げてきた、国連を中心とする世界秩序を揺るがすような国際情勢になっています。そして、我が国でも、2月8日に投開票された総選挙の結果を受けて、高市首相は、政権運営について国民の皆様からのご信任をいただいたと述べ、憲法改定や軍備拡張、大軍拡を進めていく考えを示しました。そして、武器輸出禁止のルールでもあった防衛装備移転三原則と運用指針を改定し、殺傷能力のある武器の輸出を解禁するなど、戦後80年以上にわたり平和国家として築き上げてきた日本の安保政策の大転換をしようとしています。

日本共産党隠岐支部が今年5月から行っている町民アンケートには、現在85名から回答があり、平和の問題についてたくさんの記述の回答が寄せられています。例えば、「どんどん戦争に向かっていくと思います。同じ過ちを絶対に繰り返してはなりません」とか、「戦争や軍事でゴリ押しするやり方が世界的に広がっているが、日本は平和を推進する中心となるように、国づくり社会づくりをやっていききたい」など懸念する声がたくさん寄せられています。

また、昨年11月に隠岐島文化会館で開催された隠岐の島町戦没者追悼式での遺族会会長の追悼の言葉に、私はとても感動しました。会長は、戦争中だけでなく戦争が終わってからのご自身のつらい体験も語られ、二度と戦争してはならないと訴えておられました。

高市政権への国民の信任は、あくまでも生活の安定と平和を前提したものであり、大軍拡を容認したものではないと思います。歴史を振り返れば、国が暴走し、軍備拡張に突き進むとき、そのしわ寄せを真っ先に受けるのは、常に地方でありそこに暮らす住民です。地方自治体は国の下請け機関ではありません。自治体の役割は住民の生命と財産を守り、福祉を充実することにあります。

今こそ隠岐の島町政は、平和と基本的人権を保障した日本国憲法と、住民の福祉の増進を図ることが自治体の役割と規定した地方自治法に立脚した町政運営を進めるべきです。

町政運営において、平和憲法と地方自治法の精神に基づき、町民の暮らしと命を守る町長

の決意を伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

皆さん、おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

まずは、先ほど村上一議員のお話がありましたように、先々日ですか隠岐の島ウルトラマラソンにおきまして、無事成功裏のうちに終了させていただきました。全ての皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございました。

ただ今の、村上一議員の「平和憲法と地方自治法の精神に基づき、『町民のくらしと命を守る』私の決意」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、現在、世界中が複雑な安全保障環境に直面いたしております。このような状況の中で、防衛装備移転三原則及び運用方針の見直しが実施されましたが、あくまでも我が国の安全を確保し、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためであると認識しております。また、国境離島である本町におきましては、防衛力の強化が図られることは、時として町民の安全・安心を確保する上では重要であると考えております。いずれにいたしましても、我が国の防衛の在り方につきましては、政府において外交環境や安全保障環境を踏まえ、適切に対応されるべきものと認識しております。

一方で、現在の我が国の平和と繁栄は、戦禍の中で尊い命を捧げられた多くの方々の犠牲のうえに築き上げられたものであります。

今、私たちが享受している繁栄を、次の世代に継承することはもちろん、命の尊さや平和の大切さを永遠に語り継いでいくことが、私どもの責務であると認識しております。

世界の恒久平和を願いますとともに、希望にあふれ、心豊かに安心して暮らせる町づくりの実現に向け、地方自治法の趣旨に則り、町政運営を行ってまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○2番（ 村 上 一 ）

平和の問題で1点だけ再質問をいたします。

町長の答弁でありました今の我が国の平和と繁栄が、戦争中に亡くなられた方々の上に築き上げたものであるということが、町長も言っておられましたが非常に大事なことだと思います。そのことを語り継いでいく、そして日本が二度と戦争しないということが大事だというふうに思いますが、この平和憲法のもとで、専守防衛が大切で、他国を絶対攻撃してはならないということ、これを強化、強調したいと思います。

今、日本は他国を攻撃するような武器も手に入れようとしております。ですから、攻めら

れたら守るけども他国は絶対攻撃しませんという、それが日本国憲法だと思いますので、ぜひこの憲法の精神は守るべきだと思います。そして、アメリカのトランプ大統領がやっているような、またロシアのプーチン大統領がやっているような力による現状変更、これも許してはならないと思います。

私は町長に聞きたいのは、隠岐の島町の先輩でもあります山本モジミさん、「ラーゲリから愛を込めて」という映画が何年か前にありましたけども、この西ノ島町出身の山本幡男さんが戦後ロシアに抑留されて結局帰ってこれなくて、家族に遺書を書くと、その遺書を同じ同僚が覚えて、山本さんはロシアで亡くなるんですけども帰ってきて、奥さんに伝えるというものでしたけども、この遺書の山本モジミさんは五箇村出身ですから、そして久見の小学校の先生もしておられたということなんですけど、この遺書の子供たちへっていう中にこういう言葉があります。「最後に勝つものは道義であり、誠であり、真心である」。このうちの町の先輩の山本モジミさんの夫幡男さんが言ったこの遺書こういうことも、今後、子供たちに伝えていかなければいけないのではないかなと思いますが、町長も五箇村出身ですので、このことについて一言コメントをいただきたいと思います。お願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問にお答えします。

一番柱は、子供たちにどう伝えていくか、きちんと語り継いでいかなければならないんじゃないかということだと思いますが、まず、その映画ですが北川景子さんが先生役、奥さん役を演じる映画を私も見ております。

あくまでも私は先ほど答弁いたしましたように、我が国の防衛の在り方は、憲法もそうなんですけども、適切に対応されるべきだということを強く思っています。その中で、先般私も5月25日、広島で会議がありましたが、久しぶりに平和祈念公園のほうに出かけました。外国の方よりも、その中で修学旅行の生徒たちが整列して研究成果発表をしており、横で聞かせていただいて改めてこのお話があるからでなく、5月25日にたまたまですけどもそういうことも経験しております。

あくまでも恒久平和を願う地方自治法の趣旨にのっとり、町政運営を行ってまいります。子供たちにこういったことはきちんと伝えていきたい、そのように考えています。

○2番（村上 一）

それでは次の質問に入りたいと思います。

学校教育のあり方についてです。昨年、令和7年です。3月に、隠岐の島町立小中学校の

あり方に関する検討委員会から提出された、隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討結果報告で、大きく次の2つのことが検討結果として報告されました。パネルを用意しましたのでご覧ください。タブレットがある方はタブレットで見れると思いますが、傍聴の方は見にくいかもしれませんが、このパネルは、隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討結果報告書概要版より作成したものです。隠岐の島町の地図があって、小学校が7つ、中学校が4つあるものをどうするかというものが分かりやすく書いてあります。

適正規模については、小学校1学級20人以上、中学校1学級25人以上、適正配置については、小学校の数は2校で西郷小学校と島の中央部に新設小学校とし、令和13年を目途に実現する。中学校の数は2校で西郷中学校と西郷南中学校を活用した新設中学校とし、令和11年度までに実現するというものです。この2つのことが最終的には報告されてはいますが、検討委員会の議事録を読みますと、委員の中からは過去の答申や地域の問題などから反対意見や懸念なども出されていました。それに対して、あり方検討委員会では子供ファーストでの検討であるとして、5つの目指す子供像を設定し、それを育てるために必要な適正規模、適正配置を決めたとされています。

そこで教育長にお聞きします。10年前の平成28年と5年前の令和3年の隠岐の島町立小中学校適正化検討委員会から提出された答申書では、隠岐の島町立小中学校において教育効果のはかりやすい適正規模は、小中学校とも1学級当たり10人前後、または10人程度とされていました。私は隠岐の島町の小規模校を含む小中学校の現場でこれまで行われてきた教育、特に地域の人と一緒に取り組んできたふるさと教育は、子供たちの健やかな成長に大変効果があったと思います。昨年8月にお亡くなりになった常角敏さんは、下西小学校で私の1つ上の先輩でもあり教職員の先輩でもありましたが、お亡くなりになる前に発行した著書、「私の教育実践、教職38年の足跡」の中で、ここに持ってきてますけども、この本は実は2冊つくられてましてこれは後からできた物なんですけど、その前の最初にできた本も私は常角先生から頂きました。この中に、「私の教育人生の宝に小中一貫教育がある」と語り、布施小中学校での小中一貫教育や、小規模校を含む隠岐の島町で取り組んできたふるさと教育について、生き生きと報告しておられます。

教育長は、10年前に設定した小中学校とも10人程度という適正規模の基準の中で取り組んできた教育と、今回の、小中学校20人以上、中学校25人以上の基準の中で取り組もうとしている教育をどのように整理し、認識していますか、お聞きします。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

おはようございます。

よろしくお願いします。

ただ今の、村上一議員の「隠岐の島町の小中学校の適正規模に対する私の認識」についてのご質問にお答えします。

平成28年8月に策定いたしました「隠岐の島町立小中学校規模適正化計画」の内容を正確に申し上げますと、適正規模の考え方は、小学校・中学校ともに1学年1学級以上であり、1学級あたりの児童生徒数は、少なくとも10人程度以上と位置づけた上で、隠岐の島町の地域性や地理的条件を鑑みて少人数校の存続もやむを得ないとしたところであります。

また、次回の計画策定における留意点として、学校によっては小規模化が避けられない状況であり、保護者のご意見や変化する社会情勢を注視し、今後も機敏な検討をする必要があるとしております。

一方、一昨年度の隠岐の島町立小中学校のあり方検討委員会では、まず、「子供たちにどのように育ってほしいか」、「そのためには、1学級何人がふさわしいか」について議論が交わされました。結果、1学級あたり児童は20人以上、生徒は25人以上が望ましいとして議論が進められた経緯があります。

これまで取り組んできた教育と、今回の基準の中で取り組もうとしている教育の整理についてであります。単に人数だけを捉えて議論すべきではないと考えております。しかしながら、出生数において10年前と比較しますと、現在の状況は当時の予想を超える少子化を迎えております。将来推計を踏まえますと、一定規模以上の集団の確保も今後の課題となると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（村上一）

再質問を行います。

去年の9月の一般質問でも私は行いましたけども、私自身、下西小学校出身で1年生のときは11人、卒業の年には15人でした。中学校は布施中学校でしたが、入学のときは7人、卒業のときは9人でした。私の経験からしても、7人であっても9人であっても11人であっても15人であっても、とても同級生たちとよい教育をしてもらったなあと思っておりますし、私の今があるのはこの教育のおかげだと思っております。

先ほど教育長は、人数の問題、単に人数だけを捉えて議論すべきではないというふうに答弁されましたが、10人程度と言っていたものが20人、25人になったということは大きな違いだと思います。10年前に設定した10人程度という適正規模を決めたときも、地域の地理、

地域性や地理的条件を鑑みて少人数の学校の存続もやむを得ないとしていたものが今回一気に20人、25人となったことは、どう考えても10人前後で取り組んできた教育が何が悪かったのかと思わざるを得ないところがあります。

その辺教育長は、以前の10人程度と言われたときの教育と、これから20人、25人以上でないといけないという教育の違いというものについてどのようにお考えなのかお尋ねします。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

10年前の検討委員会の結果等をどう受け止めてるかということで、これは私のあくまでも個人的な受け止め方としてお話しさせていただきたいと思います。

1学年1学級以上、小中学校とも10人以上が望ましいという検討結果でございましたが、この背景は、1学年1学級ということは複式学級にはならない程度が理想ということはこの計画では言われたと思われます。1年生を含む場合は8人、それ以外は2学年で16人以下だと複式学級になるということです。普通に単純計算で言いますと各学年平均9名以上いれば複式学級にならないということのそういった背景、計算もあって10人以上いれば複式学級にならずに学習面、多様な価値観、人間関係を育むことができるという当時の検討結果というふうに受け止めております。

ただ、複式学級は当然その当時もありましたので、それは地域性として残さないといけないという判断の補足の意見だったように感じています。それを受けて町としては、複式学級もいろんなハンディを乗り越える部分もありますので、町加配、町単独で予算をとって複式のところの学校には教員を配置してました。複式学級がある学校には、そういったことでいろんなことを補ってきた10年間であります。

学校の教員は、5人のクラスであろうと10人であろうと30人だろうと、もうベストを尽くしていただけてますので、一番個別最適な学びをしていただけてるというふうに、私も受け止めてますし、その自負はあるんですが、ただ子供の視点から考えると、村上議員は自分の経験上いろんな経験ができたと言われておられますが、今回の委員さんの中では当然、いろんな人間関係が固定化されるとか、いろんな多様な価値観や人間関係に触れることの大切さを訴えた委員さんが多くてこういった結論に至ったと思っています。

今、10人っていうのが1つの20年前の目安だったんですけど、今の出生数を考えますと、もう1学年10人にならない学校が相当数になるということも見えてますので、そういったことも含めて、やっぱり理想はそういうところに落ちついたんじゃないかというふうに私は受け止めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○2番（村 上 一）

再々質問を行いますけども、ということはですね、複式学級にならない程度のということ
は僕もよく分かるんですけども、20人、25人いなければよい教育はできないんだということ
ではないというふうに私は思うんですけども。10人であっても今まで取り組んできたふるさ
と教育などもそうなんですけども、教育としては十分やれるというふうなことは、教育長も
思っておられるということによろしいでしょうか。それだけちょっと確認させてください。

○番外（教育長 野 津 浩 一）

教育として教える側とか教育の行政に携わる者としては、人数がどうあれ、しっかりとし
た個別最適な学びをこれからも続けていく考えは当然ございますので、そこはご理解いた
きたいと思います。

○2番（村 上 一）

それでは次の質問に入ります。

あり方検討委員会の報告を受けて、昨年、令和7年4月に隠岐の島町総合教育会議が池田
町長、教育委員などの参加で開催されました。私はこの会議の議事録を読みましたが、こ
でも報告書に対して委員の皆さんから適正規模や小中学校の配置、通学時間、地域との関係、
放課後の支援、部活動人口減少など、懸念も含めてたくさんの意見が出ていました。

池田町長はその会議で次のように述べています。「あり方検討委員会の報告と総合教育会議
の委員の意見を受けて、地域への説明や教職員の配置など多くの課題が伴うので、まだまだ
慎重な検討が必要」とか、「人口減少対策と子育て支援は町の重要な柱であり、喫緊の課題で、
将来的に子供が増える環境を整えたい。また、地元説明のスケジュールや教職員の配置など
様々な要素を考慮して、計画の中で具体化していく」と述べています。

町長がここで述べている、今後の小・中学校を具体的にどうしていくかの計画は、隠岐の
島町立小中学校教育環境基本計画になるわけですが、昨年、令和7年9月に、役場庁内に教
育委員会だけでなく、様々な課の代表で構成される隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画
策定委員会が結成されました。そして本日まで、9回の会議を開いて検討を重ねてきていま
す。

そこで町長にお聞きします。

あり方検討委員会から提出された報告書と総合教育会議で出された意見などを受けて、町
長として、子供の健やかな成長と学校、地域、町全体の発展をどのように捉え、隠岐の島町
立小中学校教育環境基本計画をどのようなものにしようと考えていますか、お聞きします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、村上一議員の「隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画をどのように作るか」についてのご質問にお答えします。

あり方検討委員会からの検討結果報告を受け、昨年4月に開催いたしました、隠岐の島町総合教育会議では、教育長、3名の教育委員と共に、今後の対応につきまして、議論させていただきました。

会議では、1学級あたりの人数や学校数などの教育環境に関する事項、学校統合による地域への影響、子育てしやすい町づくりなど幅広い角度からのご意見をいただいたところであります。

本年度に策定いたします隠岐の島町教育環境基本計画におきましては、報告書の内容を尊重しつつ、昨年度末に実施いたしましたアンケート結果や、今後開催いたします住民説明会でのご意見、教職員の配置など様々な要素を考慮し、児童生徒の教育環境につきまして、具体的な内容をお示ししたいと考えております。

なお、いかなる計画が策定された場合でありましても、その計画が実施されることで懸念される点はあるかと考えております。懸念される点につきましては、その影響を最小限にとどめるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（ 村 上 一 ）

再質問を行います。

この、隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画というのができますとそれに基づいて、先ほど図で説明しましたけども、これですね。

隠岐の島の中のこの7つの小学校、それから4つの中学校をどうするかということが決まります。それが今年度中に決まるということになります。この町議会で先日行った町民懇談会、いろんな意見を聞いてきましたけども、その意見の中では少なくとも人数が少なくても地域の中で育てることが子供たちの成長にとって良いという意見とか、特に小学校の遠距離通学は大変であるとかいう意見も出ておりました。そして、地域振興と子供の成長を天秤にかけることはよくない、やはり子供の成長にとって何が一番いいかということを考えるべきだという意見も出ておりました。

私も全くそのとおりだと思っております、ぜひ今町長が今後こうしていくということを発言していただきましたけども、町民の意見も聞きながら慎重に計画をつくっていただきたいと思いますが、町長のその辺の、今教育環境基本計画策定委員会で検討されてると思いま

すけども、教育の問題だけでなく地域振興も含め検討されることになると思いますが、先ほどから町の当局の皆さんの発言にもあるように、今後生徒の数が減っていくということはグラフからも分かるんですけども、総合教育会議で町長が述べた人口減少を止めて子供が増える環境を整えたいということからしても、学校のあり方というのは大事になってくるというふうに思いますが、改めて今後の子供の数を増やすという町の考え方と今後の学校のあり方について、町長の見解を聞きたいと思います。お願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

今後の子供たちを増やす計画、そして今後の学校のあり方の考え方についてというご質問でございますが、教育総合会議で増やすような施策を検討する調整を行う、それは人口減少対策にとって、町はその方針を持たないということがまずあり得ない、それが現実として可能になれば一番最高です。町政にとっては喜ばしいことですけども、まずはそういう施策をしっかりと実現できるように、皆さんお考えのとおり人口減少の中で子供たちを増やすということがどれだけ大変ということは自分も認識しておりますが、町を担うものとしては、その方向をしっかりと定めながらやっていきたいという意味での、増やす方向もしっかりとやっていきたいということです。

そして、学校のあり方のことでございますが、議員と同様、私も久見小学校7人の複式も経験しておりますし、そしてまた、西郷小学校の135人の組も経験しております。それぞれに皆さんお考えのように、ここはどうお話ししてもメリットデメリットはどちらにもあります。その点を私が先ほど言いましたように、いろんな懸念される事は必ずどのような計画にしても出てくると思っています。それをいかに最小限に抑えるか、それが我々の仕事ではないかと思っています。

具体的に私がここであり方のことを、どうしますということは、まだまだ今、あり方検討委員会でも協議をなさっている中ですので、しっかりと検討委員会の回答を待った中で改めて具体的な内容を示したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○2番（村上 一）

それでは次に、小中学校のあり方に関するアンケートの結果をどう評価し住民説明会をどう位置づけていくかということについて、教育長に質問します。

今年2月から3月にかけて、隠岐の島町立小中学校のあり方に関するアンケートが実施されました。児童生徒向けが2月12日から27日に実施され、285件の回答がありました。また、保護者向けは2月12日から3月20日に実施され、446件の回答がありました。町民向

けのアンケートは全戸に回覧版で配布され、2月25日から3月26日に実施されましたが、回答はウェブ回答が中心で紙で回答したい人は役場に連絡して取り寄せ提出するやり方でした。町民からの回答は、最終的に368件あり紙での回答は13件でした。アンケートの質問項目も検討委員会の報告に対して賛否を問う形式と記述式も多く、町民からは回答できなかったとか回答しづらかったなどの声を頂いています。

アンケートの結果が出ていますが、回答者の町民・保護者合計の年齢構成を見ると、10代が1%、20代が6%、30代が27%、40代が33%、50代が18%、60代が9%、70代が7%となっています。子育て世代の回答が多いことは評価されますが、若い方や高齢者の回答が少ないことが問題だと思います。アンケートの結果については、検討委員会の報告に対する賛否はもちろんですが、記述式に書かれていることも含めて、慎重に評価を行うべきだと思います。

そこで教育長にお聞きします。このアンケートの結果をどのように評価していますか。また、これから役場庁内の策定委員会で基本計画の方針案が作成され、7月から8月にかけて7つの小学校区で住民説明会を行う計画ですが、アンケートに回答できなかった住民からの意見もたくさん出ることが予想されます。計画策定委員会の策定スケジュールにも、住民説明会での意見を考慮した計画方針案の修正が記述してありますので、ぜひ住民の声を反映した計画を策定していただきたいと思いますが、教育長の所見を伺います。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今の、村上一議員の「小中学校のあり方に関するアンケート結果をどう評価し、住民説明会をどう位置付けていくか」についてのご質問にお答えします。

先般実施いたしました、小中学校のあり方に関するアンケートにつきましては、多くの設問があったにも関わらず、児童生徒の教育環境についての考えやご意見を頂きましたことに感謝しております。

町民の皆様向けのアンケートにおける、回答者の年齢構成は、50歳代が27.7%、次いで60歳代が20.9%、40歳代が15.2%、70歳代以上が14.7%、30歳代が13%、20歳代が6.8%、10歳代が1.6%となっております。今後保護者となるであろう方からの回答が若干少なかったように感じてはおりますが、保護者として回答いただいた方の数を考慮しますと、様々な年代の方から、様々な視点でのご意見を集約できたと感じております。

なお、記述していただいたご意見はもちろんのこと、住民説明会でのご意見も踏まえ、計画の策定にあたりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（村 上 一）

教育長の答弁に対する再質問を行います。

先ほどのアンケートの結果ですけれども、大人のアンケートの回答だけではなく小学生中学生にもアンケートをしておりまして、その回答の中にちょうどいいと思うクラスの人数を選んでくださいというものがありませんでした。私はこの数を少し注目していたんですけれども、小学校の場合です。西郷小学校を除いて中条小学校、有木小学校、磯小学校、北小学校、五箇小学校、都万小学校の児童が、ちょうどいいと思うクラスの人数で一番多いのは11人から15人です。10人以下も含めると、6つの小学校の合計を平均すると、75%が15人以下がよいというふうに答えております。

この子供たちの声も、計画に反映すべきではないかと思っておりますけれども、教育長の所見を伺います。

○番外（教育長 野 津 浩 一）

仰るとおり、そういった結果が、今、村上議員が言われた結果、子供たちから頂いております。

子供たちは比較する対象がないので、こういった回答に偏ってきたかなというふうにも受け止めますが、これは子供たちの意見としてこれからも学級づくりの中でしっかり参考にさせていただいて、計画の中で参考にさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○2番（村 上 一）

再々質問を行います。

ぜひ、このアンケートの結果、記述式にはたくさん色々な意見が書かれていると思いますのでそれも踏まえて策定してほしいと思いますし、もう一つ聞きたいのは、住民説明会が7月、8月で行われるということですが、いつから開催する予定なのか。庁内での、計画案というのがいつ頃大体出来上がっていつから住民説明会開催する予定なのかということが、分かりましたら教えていただけますでしょうか。

○番外（教育長 野 津 浩 一）

地域説明会のスケジュールですが、申し訳ありません。予定より少し遅れております。まずは方針案を町として総合教育会議の場でお示ししてっていうのもですね、今7月の中旬頃を考えておりますので、それ以降に決定したものをもって住民説明会のほうに臨みたいと思っておりますので、具体的なスケジュールは申し訳ありません、まだ決まっております。

理解をいただきたいと思います。

○2番（村 上 一）

それではしっかり、住民説明会での意見を聞いて計画をつくっていただきたいと思います。

それでは最後の質問です。隠岐の島町版子育て応援条例の必要性について、町長に質問します。

昨年8月、総務教育民生常任委員会で行った岐阜県山県市の視察で、私は山県市子育て応援条例があることを知りました。ちょっとパネルにしてみましたのでご覧ください。これは山県市のホームページからとったものですので、傍聴の方は薄くて見にくいかもしれませんが、この子育て応援条例というのは、子供が本来持っている自ら育つ力を中心に考え、地域の自然、文化歴史などの条件を生かし、地域社会全体で相互に連帯協力して子供を見守り、子育てを応援するまちづくりを進めるための基本理念と、行政、保護者、地域住民、学校、事業者、子供の役割をそれぞれ定めたものです。山形県はこの条例に基づいて、子供が生まれてから成人になるまでの施策を行うよう努力していると聞きました。

そこで町長にお聞きします。隠岐の島町でも、現在、第三次隠岐の島町教育大綱が策定してありますが、この大綱はどちらかというと子供や地域住民にとってよい環境をつくるために、行政や学校がどのようにするかという基本方針を定めたもののように思います。隠岐の島町が行政と住民が一緒になって、子育てを初めとするまちづくりをしていくためにも、山県市のような行政や学校だけでなく、保護者、地域住民、事業者、子供の役割を定めたこのような条例が必要ではないかと思いますが、町長の所見をお聞かせください。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

ただ今の、村上一議員の「隠岐の島町版「子育て」応援条例の必要性に対する私の所見」についてのご質問にお答えします。

議員からご紹介のありました、岐阜県山県市の子育て応援条例を拝見させていただきました。

条例には基本理念に加え、保護者・地域住民などのそれぞれの役割について規定されています。本町では、このような条例を制定しておりませんが、昨年3月に策定いたしました「第3期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画」におきまして、計画の目的・基本方針を定めているほか、子ども・子育て支援の推進に向けた、家庭や地域などの役割につきましても定めているところであります。

条例という形にこだわるものではなく、計画にある取組につきまして、内容を充実させて

いくことが重要であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（村 上 一）

それでは、再質問を行います。

私も議員になりまして、1年ちょっとが過ぎますけども、役場、町のほうから出されているいろんな大綱だとか、計画、読ませていただいて今まで知らなかったなということがたくさんあります。この前もまちづくりの会議に出さしてもらいまして、まちづくりについても、住民と一緒にやっていくという、そういう方針を毎回決めてこういうふうに進めておられるんだということが初めて分かりました。

町長、先ほど第3期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画、これも作っているのやっていくというふうに言われましたけども、山県市のいいなと思ったところは、これを一目見ると町がどんな教育、子供たちを育てようとしているのかっていうのが一目で分かるというところだと思います。で、恐らく私もまだ1年しかたってませんのでいろいろ勉強しながらやってますけど、町民の皆さんは、この隠岐の島町がどういうふうに今後していこうかということがなかなか分からないんじゃないかなと思いますので、ぜひ先ほどの少子高齢化対策もそうですけども、隠岐の島町はこんなふうにしていこうとしてるんだということを分かりやすく発信することが大事ではないかと思いますが、町長の所見を伺います。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

町民の皆様がより具体的に分かる町の施策・教育におきましても、そういうことを周知できないかということでございます。足りない部分はたくさんあるかと思いますが、やっているつもりではあります。ただ、議員がそういうことはまだまだ足りないと、よくしようと思います。しっかりとやっていきたいと思いますが、なかなか我々が一番下手なところが、本当にきちんとした情報を分かりやすく知らせていることが、町としてできてるかということは、いつも皆さんのご指摘も踏まえて反省しているところです。何とか皆さんに分かりやすい形でお知らせするようにやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○2番（村 上 一）

以上で終わります。

○議長（安 部 大 助）

以上で、村上 一議員の一般質問を終わります。

ただ今から10時40分まで休憩とします。

(本会議休憩宣告 10時26分)

○議長 (安 部 大 助)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 10時40分)

引き続き、一般質問を行います。

次に、8番：村上 謙武議員

○8番 (村 上 謙 武)

おはようございます。

それでは初めの質問でございますが、組織横断的な既存事業見直しの進捗と次年度に向けた財政健全化戦略に関して、令和8年度の組織横断的な事業の見直し体制及び次年度に向けた組織のスリム化や、業務の効率化、すなわち、経常経費削減への取組について町長の見解を伺います。

まず初めに私は令和7年3月の定例会の一般質問において、財政健全化のための既存事業の見直しと、自主財源確保の必要性について、町長の見解を質しました。これに対して町長は、組織の壁を越えた事業見直し体制を構築し、令和8年度予算に反映させることをご答弁されております。

そこで、令和8年度、組織横断的な見直し体制のもと、実際に廃止、統合、効率化等された具体的な事務事業について、伺います。

また、それによって生み出された具体的な削減額、効果額の内容を伺います。

○番外 (町長 池 田 高 世 偉)

ただ今の、村上謙武議員の「組織横断的な見直し体制によって削減・効率化された具体的な事業とその効果額」についてのご質問にお答えします。

まず、組織横断的な見直し体制についてであります。昨年度におきましては、補助金見直し検討会を組織し、各種補助金につきまして、一般財源ベースで10%の削減目標を掲げ、見直しを行いました。また、本町の負担が年々増加している隠岐病院のあり方につきましても、検討委員会を組織し、経営の適正化に向け、今年度中に方向性を示すよう取り組んでいくところであります。

次に、効果額についてであります。本年度予算におきまして、補助金の見直しにより、65事業で約3,000万円の縮減を図りました。さらに、各事務事業につきまして、次年度以降への事業費平準化や見直しなどの調整を行い、前年度当初予算比で約2%、4億1千万円の

縮減を図ったところであります。

今後につきましても、財政指標に留意しつつ、総合振興計画の事業実施計画や、予算編成の過程におきまして事業費の平準化や縮減に努めてまいります。

また、補助金、負担金につきましても、継続して見直しに努めますとともに、使用料、分担金などの歳入につきましても、近年の物価高騰の状況を踏まえた見直しに取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（村 上 謙 武）

それでは、再質問を行いたいと思います。

町長の答弁内容からは、補助金については65事業で約3,000万円の縮減を行ったという答弁内容でありました。また、前年度の当初予算と比較して2%、4億1千万円の縮減を図ったという答弁内容で、よくその辺のところは理解ができました。

答弁内容の最後の2行目にあります使用料、分担金などの歳入につきましても、近年の物価高騰の状況を踏まえた見直しに取り組んでまいりますということです。これ、つまりですね、使用料、分担金から連想しますと、上下水道料金とかごみ処理代、そういった町民の負担増も伴うような、見直しというのに取り組んでいかざるを得ないというふうに読み取れますけど、その辺の見解はいかがでしょうか。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

使用料、分担金等の歳入につきましても見直しについては、その料金、使用料等を上げる方向でやるのかということだと思いますが、現在の状況をまず、経済の状況ももちろん分かっています。今、物価高騰で町民の皆様が大変な時期だという、そういう状況も考慮しつつ、ただ、何度も言われてますように、限られた財源の中で昨年も言われた自主財源の確保という、ここも見直ししていかなければいけない。今の質問に直接お答えするとすれば、それも踏まえてやっていきたいというのが、答えであったり自分の方向であります。

○8番（村 上 謙 武）

それでは再々質問になりますけど、近年の物価高騰による、そういった使用料とか分担金の値上げもやむを得ないというような答弁内容だったかと思いますが、それと並行して本町の財源、財政運営の中で、この経常経費の削減、これに向けて、やはり、かなり努力しないと町民に対してそういった使用料、分担金の値上げをお願いする時に、なかなか理解していただけないのではないかなというふうな危惧を持っております。

ということで今年度実際に、当初予算比では昨年度に比べて4億1千万円の縮減になって

るんですけど、そのうち経常経費、人件費等のこういったものがこの削減の中に何%、反映されてるのかという、そういったところの具体的なデータというのが、あればお答えしていただきたいんですけど。あればですね。

○番外（ 副町長 大 庭 孝 久 ）

経常経費がどのぐらい影響があるかということでございますけども、人件費については職員数が減っておりませんので、恐らく全体の占める割合は、昨年度より今年度のほうが高くなってるというふうに思っています。

ただ、いつも議員さん言われるのは職員の数とかを減らすべきではないかということもございます。例えば、民間でできることは民間へ移行していこうという方針は持っておりますけども、右から左へすぐということにはなかなかありません。そういうことも考えながらやっていくわけですけども、一方では、国、県から事務事業がおりてくることも、最近は特に多くなっております。

例えば、今回の給付金に関しましても、県から突然こういう事業が来ます。職員の手間は増えます、職員を減らすということを我々もやっていきたいわけですけど、なかなか現状では難しいところがあります。ただ、そういうことは、我々も念頭に置きながらやっていかなければならないとは思っておりますけど、現状ではすごく難しいというふうに考えております。

○8番（ 村 上 謙 武 ）

副町長のほうからご答弁がありましたので、これに非常に関連すると思いますので次の質問に移りたいと思います。

私は令和7年12月議会の一般質問において、本庁の職員数が同じ類似団体、現在69の自治体が本町の類似団体に入ってますけど、他の自治体と比較して職員数が多い、過多である、そのために組織のスリム化が必要であると指摘し質問をいたしました。そのときの町長のご答弁は、離島という地理的な理由等を挙げ、本庁の職員数は、一概に多いとは考えていないとの見解でございました。

しかし、業務の合理化や効率化による経費削減に取り組むことはそのときにはっきり明言をされておりました。

そこで町長に伺います。経費削減につながる業務のDX化や、外部委託の推進、専門部の人員配置の見直しや適正化等について、今後どのようなペースで適正化を図っていくのか。また、財政健全化を具現化するための数値目標を示した具体的な計画は策定されているのか

を、続いてお伺いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、村上謙武議員の「業務の合理化や効率化による経費削減への取組、及び財政健全化を具現化する具体的な計画」についてのご質問にお答えします。

業務の合理化や効率化につきましては、毎年、予算編成方針及び予算執行方針に示し、各所属において検討を行わせているところであります。その結果として、時間外勤務の縮減が図られるとともに、人員の削減を検討する部署も現れております。

しかしながら、多くの部署で、従来からの業務に加え、新たな事務への対応を求められるなど、効率化に向けた取組が加速していかない現状もあります。その点は先ほど副町長の答弁にもあったとおりです。

この中にあって、目の前にある業務への対応を最優先としつつ、引き続き業務の合理化や効率化について検討を行わせる考えであります。また、その結果を毎年開催する行政組織検討委員会において精査し、人員配置の適正化を行ってまいります。

なお、組織の新陳代謝を図るうえで、一定数の新規採用を行う必要があると考えております。しかしながら、現在、定年延長制度の経過措置期間中であり、年度ごとの退職者が把握しにくい状況があることや、2030 国民スポーツ大会の開催に向け、組織強化を図らなければならないことなどから、具体的な数値目標を示した計画は策定しておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（ 村 上 謙 武 ）

それでは、再質問を行います。

町長の答弁から、諸々の事情、特に国県からの新たな事業の対応を求められているとか、それから 2030 年の国民スポーツ大会等があって、組織のスリム化が非常にできないという内容だったかと思います。またそれによって、組織のスリム化等を含めた具体的な職員数の数値目標を示した計画等については策定をしていないということが、分かったところでございます。

しかし、昨年 12 月の一般質問でも、私が指摘したところなんですけど、どうしても他の類似団体、人口 1 万から 1 万 5 千人の地方の自治体で、産業構造が非常に似ている団体は、先ほど言いましたように 69 の団体があるんですけど、その中で本町の職員数のデータも総務省がこういうふうに毎年出しています。令和 8 年 3 月に出した資料を見ますと、やはり本町が職員数で 222 人、この 69 団体の中で 1 番多いんですよ。

1万人あたりの職員数にしても、2番目に多いと。1番多いのが箱根町でそういったものところから見ますと、69団体の平均職員数の約2倍になるんですよね。また1万人あたりの職員数は1.9倍と、単純にそういうふうに分けた結果なんですけど、いくら離島であるとかそういった条件を加味してもこれはちょっと、多過ぎるかなと。

その辺の差というのはどこに他の自治体の職員構成と比較して多いのかといった、そういった具体的な本町の職員数の現状についてやっぱりきちんと1回、精査する必要があるかなというふうに思っております。同じ離島ということで、海士町と西ノ島町の類似団体の結果を、見たんですけど、海士町、西ノ島町とともに、類似団体の数はぐっと増えるんですけど、ちょうど中間あたりに位置してるんですよ。

これはちょっと、本町と違うなあというのを感じたところですので、先ほどの繰り返しますけど、本町の職員数がこれだけ多いというのは、どういったところに要因があるかというそういったところもやはりですね、きちんと精査するべきかなと。職員の人件費というのは、直結して経常経費に影響してきますので、その辺もやはりしっかりとやるべきではないかなというふうに思っております。ということで、町長は現在そういったもろもろの状況があり具体的な数値目標を示した人員配置の適正化等に関しての計画は策定していないというご答弁だったんですけど、今後については、具体的な数値目標を示した計画を作成していくという考えはおありでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

今後の人員配置について削減といいますか、適正な規模にする計画があるのかということですが、今後は、定年延長制度もなくなりきちんとした従前のような退職者が計算できますし、しっかりとした計画をつくっていきます。

何回も申し上げておりますが、適正化は必要だということは間違いないと思っています。ただ、数値だけでは比較できないものもある。また、海士町、西ノ島と比較できないのは、我が町は島根県の一番大きな町であり、他町と業務量が全然違うということは強く申し上げたいと思います。

○8番（村上 謙武）

それでは続きまして、木質ペレット発電事業の経済効果の検証と、太陽光発電導入によるカーボンニュートラル促進についてご質問いたします。

私は令和7年9月定例会の一般質問において、ペレット発電事業を見直す必要があるのではないかと質問をいたしました。町長の答弁は、ペレット発電事業が町営のペレット

製造施設の安定経営、雇用の拡大、林業の収益増など、補助額を大幅に上回る経済効果を生み出しているということ、また、工場敷地内への太陽光発電導入を検討中である、とそのように答弁をされました。

そこで、発電事業の本格稼働から一定期間が経過した今、具体的な経済効果の数値と、再エネを活用した製造プロセスの脱炭素化の進捗状況について伺いたいと思います。

まず初めに、隠岐グリーンパワー合同会社との連携によるペレット発電事業において、直近の令和7年度におけるペレット製造供給実績は、これまで議会に提示された資料、当初予算とか隠岐グリーンパワー合同会社が作成した収支計画、そのような資料の計画どおり推移しているのかどうか、

また現在、島内で何名の雇用が維持、創出されており、原材料費の支払いや人件費を、通じてどれだけの経済波及効果が島内にもたらされたのか、具体的な数値をお伺いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、村上謙武議員の「直近のペレット製造実績と供給実績、及びそれにより創出された島内雇用の実績と経済波及効果の具体的な数値」についてのご質問にお答えします。

昨年度のペレット発電事業につきましては、令和6年11月の商業運転開始後、初めて年間を通じての稼働であったこともあり、想定外の機器のトラブルの影響から、売電収入は計画値の53.7%にとどまりました。

また、発電事業に供給されるペレットの量につきましても、発電に必要な量をその都度購入することから、発電量に比例し計画値を下回る結果となっております。

しかしながら、機器のトラブルにつきましては、大きな要因であった燃料供給系統の詰まりを大規模な調整により改善したことで、今後の安定した発電基盤が構築できたと考えております。

昨年度の発電事業による経済効果につきましては、ペレット工場の雇用により、3名の作業員と1名の事務員に対して合わせて1,660万円の人件費を創出しており、本年度には、更に1名の作業員の雇用を行っております。また、林業事業体からの発電用原木の購入実績につきましては、約1千万円、本町から林業事業体への発電用原木搬出に係る補助額は約380万円と、一定程度の経済効果波及効果をもたらしております。

○8番（ 村 上 謙 武 ）

それでは再質問を行います。

ただ今、町長の答弁内容からペレットの発電事業の売電収入が、計画値の53.7%にとどま

ったとちょっとびっくりした内容だったんですけど、これ判断しますと、4,500万円の売電収入が約2,300万円ぐらいになったということで、この収支計画からすれば厳しい初年度だったなというのが、はっきりと理解できるところでございます。

それから、こういった事業を通しての経済効果については、具体的に金額を挙げて説明のほうがございました。簡単に合計しますと、約3,000万円程度の経済波及効果があったということが答弁の内容から判明したところなんですけど、町長が仰るようにペレット発電事業によりペレット製造施設の安定経営につながるという、そういうふうな説明もありましたけど、実際にこの令和6年、令和7年の実績を見てみますと、令和6年度は、590トンの製造予定で2,950万円の販売収入を予定してたのが、実績は2,030万円。令和6年度は920万円の減。

昨年度は、先ほどご答弁ありましたように、色々な理由で売っているということで実際1,230トン製造で6,150万円の販売収入を見込んでたのが実績としては3,711万円で、2,440万円のペレット工場においては収入減というか見込みより少なかったということです。この現状を見てみますと工場の安定経営にはつながっていないなというそういった厳しい状況もうかがえます。

ただ、過去の資料をですね私ちょっと調べてみました。平成26年12月12日付けのペレット事業実証分析調査報告書を見たんですけど、この中の資料によりますと、ペレット工場の損益分岐点となる製造量というのが出てまして、これが600トン、つまり600トン製造すれば、損益分岐点の赤字にはならなくて運営できるというものです。もうその域に入ってるんですけど現実はいまだにそれからかなり年数がたち状況も変わってますが昨年度を比べると、ペレット工場の運営に関しては2,440万円減と、見込みにより少なくなったという結果が出ております。

こういったところでもですね、これから、改善していかなければいけないんですけど、発電用ペレットの製造に関してはとにかくこの令和7年度から本格的に稼働した、ペレットの発電事業が大きな影響を及ぼしますので、安定した発電、これが大前提になるんじゃないかなというふうに思っております。

ペレット発電事業に関しても、隠岐グリーンパワー合同株式会社の再生可能エネルギー導入事業についてということで、これは令和6年3月に産業建設常任委員会に提出された資料でございます。これを見ますと、もう既に、売電収入は先ほど言ったように、フル稼働して4,500万円、ただ問題なのは、ペレットの購入費が5,400万円かかるということでもうこの

時点で、900 万円の赤字が発生していること。要するに、原料のペレットを 5,400 万円で購入して、それで発電し売電したお金が 4,500 万円ということで、既に 900 万円の赤字が発生する。こういった事業ですので、これは恐らくどう頑張っても、この差というのは、ペレットの原価、購入額を下げていく以外には、この 900 万円を解消する道はないというふうに思っております。そういうものもいろいろ含めて、繰り返しになりますけど再度、この隠岐グリーンパワー合同株式会社との協議を行って、今後の収支計画というのまた再度作成して、提示すべきかなというふうに思っております。

その辺のところを、町が連携してやってる事業ですので、隠岐グリーンパワー合同会社に対して、新たな収支計算書を作成して提示するようにと、そういったことは当然必要かなというふうに考えてますけど、町長その辺のところはいかがでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

改めて収支計画を提示する必要があるのではないかとのご質問、ご指摘にもなろうかと思いますが、おっしゃるとおり現況は、以前示した収支計画書とは違ってることは間違いのないわけですから、今後も話し合っていかなければならないと思っていますし、いつも会社とはきちんと協議しながら連携を図りながら行っております。アクシデントがあったことも、そういった中で把握できますし、今後の収支計画についてはまた必要である以上は、提示するときはこようかと思っています。

ただ、このペレット発電自体を、町としてもどうしてもやっていかなければならない事業だというふうに位置づけておりますので、収支改善等につきましては、積極的に話しあいを行ってまいります。発電事業、あるいはまたこの会社につきましては、新たな再生可能エネルギーのほうでも取り組んでいただくように今お話もしておりますので、ペレットの収支、また、町内の再生可能エネルギーへの対応、いろんな面から見て話し合っていきたいと思っています。

○8番（ 村 上 謙 武 ）

それでは次の質問に入ります。

検討中とされているペレット工場敷地内への太陽光発電導入について、現在の検討状況、設計や予算化の目処について、伺います。

また、太陽光発電設備の着工時期等、稼働開始予定についてもお伺いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、村上謙武議員の「ペレット工場敷地内への太陽光発電設備導入の検討状況」に

についてのご質問にお答えします。

ペレット工場敷地内への太陽光発電設備導入の計画につきましては、隠岐グリーンパワー合同会社が事業主体となり、環境省の新規のエネルギーマネジメントシステムを活用した再生可能エネルギー発電設備の導入計画の中で検討されております。

現在、補助事業を申請中でありますので、本年8月予定の事業採択の結果によりましては、最短で今年の秋頃からの工事の着工、年度内の稼働開始を予定しております。

○8番（村 上 謙 武）

それでは、再質問のほうを行います。

町長の答弁により、ペレット工場内の太陽光発電設備の導入が、早ければ年度内の稼働開始になる予定であるということでした。

私、令和6年3月、2年前の3月定例会の常任委員会の資料を見てみたんですけど、確かに太陽光PPA事業収支計画として、令和7年度から順次載っております。

運用年度として令和7年度にはペレット工場にもう既にこの太陽光によるPPA事業、実際にスタートしてるんですね。この資料の収支計画によれば、令和8年度は隠岐病院とか、総合体育館、令和9年度は本庁役場、令和10年度には清掃センターに太陽光のパネルを設置して、PPA事業を行うと収支計画の中にきちんと入ってるんですよ。これ見たときに、先ほど答弁でありましたように令和8年の稼働開始になりますので、実際、運用開始が令和9年になるということで、当初のこういった資料と比較すると、2年遅れてるんですよ。

太陽光PPA事業収支の計画が2年ずれ込んだという、そういったことに関して、町長何かその背景とかですね、要因についてご答弁のほうよろしくをお願いします。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

この太陽光発電の電気設備事業が、遅れているその状況はどのようなことからかということですが、昨年のご説明申し上げましたが、令和7年度のこの事業の国の採択が無かったわけですが、これが、離島という部分に特化するわけでもなく、大変厳しい採択条件の中で、昨年は国の採択がいただけなかったという事業です。

今年度申請しておりますのは、離島における再生可能エネルギーの事業でございます。3か年予定の事業を今、国のほうに申請しております。

6月16日、地元国会議員の先生方のところに要望活動してきて、改めまして、採択についての協力を要請してまいっております。何とか8月の事業採択にさせていただきたい、これによって、先ほど説明した秋頃からの工事着工、そして、計画にあります隠岐病院の駐車場の

部分の計画も含めて、3か年の中でやっていきたいという、今まさに、8月採択に向けての取組を一生懸命やっているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○8番（村 上 謙 武）

ただ今この太陽光P P A事業が、遅れてるというその背景等についてのご答弁がありましたので、その辺の状況はよく分かりました。その遅れた状況から順次計画どおり、P P A事業進めていくということについても、理解をしたところでございます。

ここで、本町はカーボンニュートラルを重視した、木質ペレットの製造、そしてそれを使った発電事業を行っております。そういったところで、一般的にはこのペレットを製造するときの電力というのは、これは火力発電によるものではなく、水力発電等の自然エネルギーによる電力を使用すべきであるというふうに一般的に言われております。

また発電事業においても、発電と同時に、廃熱も回収し、電気と熱を効率的に利用する、発電供給システム、コージェネレーションと言われますけど、その導入も不可欠であるといろんな文献を読むと、そういうふうに言われております。

本町の場合、このペレットを製造する際の電力は主に火力発電によるものであり、また発電事業においては廃熱の回収利用がされていないというふうに理解をしております。ということで、一般的に言われているこの小型のガス化発電による事業を行う際の2つの要件というのが、本町の場合には足りてないなというふうに、考えております。ということで、環境には今のところ優しい事業になってないなと私は理解しているところでございます。

そこで、3番目の質問に入りますが、検討されている太陽光発電導入により、ペレット製造工場の製造プロセスにおけるCO₂排出量は、何トンまたは何%削減される見込みなのか伺います。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

ただ今の、村上謙武議員の「太陽光発電設備導入によるCO₂排出量の削減量の見込み」についてのご質問にお答えします。

ペレット工場敷地内への太陽光発電設備につきましては、計画では発電出力149.86kwでありますことから、これによりCO₂の削減量は全体の36%、51.7トンを見込んでおります。

○8番（村 上 謙 武）

一般質問を終わります。

○議長（安 部 大 助）

以上で、村上 謙武議員の一般質問を終わります。

次に、13 番：石田 茂春議員

○13番（ 石 田 茂 春 ）

それでは、お昼前ではありますが、今しばらく辛抱願いたい。そして、昼ご飯がおいしく食べられるようにお願いしたいものですね、町長。

それでは今、我が町では水道料金、料金審議会が開催されております。色々な問題が議論されていることと思われます。料金改定があるか、ないか、また、基本料金の見直し等について、審議会で議論された答申がいつか公表されることと思います。

前置きはこの辺にして、本題に入ります。

さて、今、中東関係で全国的に石油商品を始め、全ての商品が値上がりしました色々な製品が品不足になっております。

先般、幸いにも戦闘終結の合意がなされました。しかし、元の相場にいつ戻るか分かりません。

それとも、このままの相場で今後とも続いていくかも知れません。離島である以上、我が町も想像以上であります。そして、住民の財布の中身は、減少するのみであります。特に高齢者の方々においては非常に心配です。物価高騰の影響が続く中、本年の夏は予想以上の猛暑が予想されると報道されております。

光熱水費の負担を軽減するためにも、水道料金の基本料金、一般家庭の8トンまでの1,334円を3か月間、7、8、9月まで、無償にすべきと考えます。

命と健康、そして暮らしを守るためにも、特別措置として実施すべきであります。企業会計である以上、水を売って利益を上げることが目的であります。少しは、町民に対して目に見えるサービスをすべきではないでしょうか。

町長、どのように考えておられるか伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、石田議員の「水道料金の基本料金無償」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、中東情勢の悪化などに伴う各種物価の高騰が、町民生活を圧迫していること、また夏の熱中症対策として光熱水費の負担が増加することにつきましては、私といえども懸念しているところであります。

一方、水道事業は皆様に安全・安心な水を安定して供給するため、原則として利用者の皆様から頂く料金によって経営を行う「独立採算制」を基本としております。現在、「上下水道事業経営審議会」におきましても、老朽化した水道管や浄水施設の今後の更新費用、人口減

少に伴う料金収入の減少など、将来にわたる厳しい経営環境を踏まえた持続可能な料金体系につきまして議論を重ねていただいているところであります。

このような中、一律で基本料金を3か月間無償化することにつきましては、水道事業の経営に大きな影響を与える可能性があり、将来の安定供給に向けた財源確保の観点から、現時点では慎重にならざるを得ないのが実情であります。

しかしながら、町民の皆様の暮らしを守ることは最優先課題でありますので、水道料金そのものの無償化は困難であるとしても、国や県の動向を注視しつつ、別の形での物価高騰対策や生活支援策につきまして、引き続き検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○13番（石田茂春）

再質問いたします。

無償化は困難である、ではなく。今回、基本料金の無償化についての質問が出ました。そこで、いろいろと議論されたことと思います。3か月はできないけど、2か月はできるんじゃないかという議論はなかったんでしょうか。頭からできないんじゃないかと。

それで、私なりに試算してみたんです。大体、隠岐の島町で7,000世帯、軒数でいくと大体5,000世帯ですね、5,000軒です。世帯と軒は違うんです。

1世帯に1軒、1軒に2世帯とか3世帯入ってますから、そうすると大体5,000軒あって、これが月に670万円ぐらい、3か月で2,000万ぐらいになる。ざっと計算、そういう試算をして、2千万はしんどいけど、2か月だったらできるんじゃないかと。私はそういう、考えがあってもよかったんじゃないかと思うんです。

それで、また、国や県の動向を注視し、それを見て生活支援を行う、これじゃなくて我が町独自のを考えるべきではないでしょうか。

町長、選挙公約で「住んで良かった町」、これも公約の1つなんですよ。もっと、町民に見えるサービス、これを行うべきですよ。これは平等なことではないでしょうか。

もう1回町長、お考えをお伺いいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

独自の施策を実施すべきではないか、もう一度調査・再考をする考えはないかというご質問でございますが、議員の思い、そして町民の皆様の今の状況、いろんな面から考えなければならぬという点是一緒だと思っております。

そしてまた、頭からできないというような判断をしたわけでございません。しっかりとこ

の答弁に向かって全課長と協議する中で、水道事業の将来的なことを考えた中では、まず、難しいという判断をしました。

独立採算で人口が減少する中では、将来負担として水道料金のアップも考えなければならぬこの時期に、今、水道料金をという部分が、思えば、確かに自分もそういうことは、考えるときもありますけども、一つの独立採算の事業を成り立たせるためには、今ここでは水道料金は無償化はできない。

ただ、お答えしましたが、議員が指摘する、気に入らないという部分もあろうかと思いますが、国県の動向を注視しつつという、特に大変なご指摘、お怒りを持っておられると思いますが、まずは、国県の動向も注視しつつ、時には独自のことも考えなければならぬときもこようかと思えます。

ただ、水道料金を無償化にしないということと、皆さんの生活に対することは別として、何らかの支援ができるときには、支援について検討していきたいというふうに考えております。

○13番（石田茂春）

終わりにしたかったんですけどね。

再々質問いたしますが、独立採算制ですから大変ということは分かってます。

6年度で決算書を見ますと、利子償還が水道料金で大体22億ぐらいですね、下水道で66億円、これ大変なんですよ。だけど年ごとに返還していきますから、順調に来てると私は思うんです。

この水道料金の基本料金、これは何年か前、10年前かちょっと忘れてましたが質問したと思うんですけど、料というのは使った分だけをお支払いするものなんです。だけど、今、8トン未満、3トン使っても8トンまでの料金を払わないといけない。いいですか、そういうことで8トン使っても1,334円、4トン使っても1,334円。

これ不公平じゃないかなと思うんですよ。特に独居老人、8トン未満なんです。そしてなぜこれが分かるかという、以前、水道料金、電気料金は区長が徴収してたんです。私も経験あります、何十年前の話です。

それが個人情報とかいろんなもので、振り込み、引き落としとなって、そういう方々は非常に、不平不満というか私は耳にするんです。

税金というものは自分が儲けた分を税としてきた、これは今、わかるんですよ。何回も言いますが、やっぱり使わないのに、使わないって言うか8トンですよ。4トンしか使わな

いのはどうして払わなきゃいけないのか。単純にそう疑問に思わないんですか。私はこういうことを審議会でやってほしい。最初に述べたように、基本料金の見直し、これを訴えていきたい。

もう1回、町長、答弁願いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

基本料金の見直しを考えてはどうだというご質問だと思います。

今回の答弁を作成する中でこういった全課長が集まって協議をするわけですが、その中で、さっきの8トン基本料金の見直しについての、議論をさせていただいております。

そういった基本料金の面については、答弁のほうを検討するときに上がった議論として、審議会のほうに伝えたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○13番（石田 茂春）

これ以上言いません。お昼をおいしく食べてください。

以上で終わります。

○議長（安部 大助）

以上で、石田 茂春議員の一般質問を終わります。

ただ今から、休憩といたします。

午後の開始時間は13時30からといたします。

（ 本会議休憩宣告 11時39分 ）

○議長（安部 大助）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時25分 ）

引き続き、一般質問を行います。

次に、6番：牧野 牧子議員

○6番（牧野 牧子）

それでは午後からまた一般質問を始めさせていただきたいと思います。

今後の地域コミュニティの維持について、質問をさせていただきます。

まず初めに、データですが、我が町の高齢化率は40%を超え、既に超高齢社会の真ただ中であり全国平均の29%と比較をしてもその深刻さは一目瞭然です。またひとり暮らしの高齢者世帯の割合は29%で、全国平均の19%を10ポイントも上がっております。

この厳しい現状を鑑みても、高齢者の社会的孤立を未然に防ぐために地域コミュニティの

重要性はこれまで以上に高まっていると感じます。地域コミュニティの中心となってきた各地区の集会所は、住民同士の交流や居場所づくりの場であると同時に、防災面でも重要な役割を果たしています。

例えば、隠岐の島町消火栓設置及び管理要綱にあるように、地区内の消火栓の点検を自治会などが担っており集会所は自主防災の拠点として機能している例も見られます。しかし、新型コロナウイルスの発生以降、集会所の利用は大きく減少しました。加えて、少子高齢化による人口減少が進む中、世帯の少ない地区では地域の文化を守るために住民が高い自治会費を負担して集会所を維持している現状があります。建物の老朽が進んでいる施設も多く、さらに、27年以降は蛍光灯の製造、輸出入が禁止されるために、各集会所のLED化への対応が避けられません。

こうした状況の中で、今後も地域コミュニティのための各地区集会所の維持を住民主体の負担で続けていくのか。あるいは学校や投票所が統合されてきたように、地区そのものの統合が進んでいくのか。

町としてどのように考えているのか、町長にお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、牧野議員の「今後の地域コミュニティの維持」についてのご質問にお答えします。

現在、本町におきましては、「集落地域活性化事業補助金」を設け、町内の集落と行政との「協働のまちづくり」を目指し、地域コミュニティの推進、並びに地域の活性化を図っております。また集会所の施設整備・改修につきましては、事業費に応じて、「地区集会所施設整備事業」及び「コミュニティ施設等整備費補助金」を設け、対応しているところであります。このことから、「今後も地域コミュニティの維持を住民の負担だけで続けていくのか」というご指摘にはあたらないものと考えております。

次に、「地区そのものの統合が進んでいくのか」というご質問についてであります。現在、各地域の活性化や、集落と行政との「協働のまちづくり」に取り組んでいるところであります。現時点におきましてそのような考えは持っておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○6番（牧野 牧子）

答弁では、地域コミュニティの推進、並びに地域の活性化を図っており、集会所の施設設備改修については、事業費に応じて地区集会所施設整備事業及びコミュニティ施設等整備費補

助金などで対応している。そのことから、コミュニティ維持を住民の負担だけで続けていくのかという問いに、この指摘にはあたらないというご回答、ご返答でした。

しかし事前説明でも申しましたが、LED化に対して、町からは集落活性化事業補助金やコミュニティ施設等整備費補助金があるため、住民の負担だけで維持を続けていくという指摘にはあたらないというご答弁をいただきました。

確かに隠岐の島町の自治会町内会への補助金は、全国的に見ても手厚い制度であると考えます。

しかし、町内会では自主防災活動や消火栓の管理、一斉清掃、そして道路の側溝の環境美化の活動など集会所の維持管理なども、多くの公共的役割を担っていると思っております。

私はですね、栄町の7区におります。昨年度から自治会の会長の方を拝命しておりまして、主人の仕事柄、二個一ということで活動させていただいております。その中で、現状の実態のお話をさせていただきます。集落地域活性化事業補助金というのは、高齢化と人口減少に悩む各地において日々の最低限の町内会の運営費、集会所の維持管理費や、光熱費等でそのほとんどが使い切られておりますので余裕がある状態ではありません。

そして、今年の4月の14日、17日でしたけども、区や自治会等のコミュニティ組織連絡会議の中で、LED化に関する問合せを会長の方からもしていたと聞いております。その中で担当課の方からは、コミュニティ施設等の整備と補助金は使わないということでした。そして、書面でも回答が来ております。コミュニティの施設等整備費補助金につきましては、LED照明器具に係る経費は、単年度に多額の予算を要することから現時点では対応しない、との回答も寄せられております。

ちなみに栄町の7区でのLEDの見積りは約90万円です。町は新たな制度を作らず、これまでの補助金でやりくりをとのことでしたが、現状補助金の金額で物理的にやりくりは不可能になっております。結果として不足分はやはり地域住民の負担、町内会費の補填や積立てなどの取崩しに頼らざるを得ない状態が現状です。

そこで再質問です。2点ほど質問させていただきます。

1点目は、町は既存の補助金が日々の維持管理だけで消えていってしまうという現実の予算の逼迫の状況と、リアルな収支実態を把握されているのでしょうか。

2点目です。LED化のような多額の投資が必要であり、国の方針によるイレギュラーな事業に対して、既存の枠組みの中で具体的にどのようにやりくりをしたらいいのか。そういった具体的な資金のやりくりのモデルをお示ししていただければなと感じております。

しかし先ほども説明いたしましたとおり、この補助金については、運営費や管理費、光熱費、そういったものに使い切ってしまうわけで、住民の負担にやはり頼らざるを得ないというこういったことで、先ほどの町長からのご答弁と少し違和感があるなと感じました。この説明の中にも、現時点では貸与の対象としない、「現時点は」という言葉が入っておりましたので、将来的に対処していくであるとか、そういった考えがあるのかというところで、この2点について質問いたしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

町はこの補助金制度で各地域の現実を把握しているかという点でございますが、まず第1点目、平成27年度にこの制度をつくって以来、令和4年の時点で、各地域の会費の状況がしっかりと把握できて、その時点でこの補助金の改正を一度行っています。そしてその後、今の物価高騰と別に、電気代等が上がっているということから、前年度の電気代も補助金に含めてもいいよという制度を改正して、今日まで至っております。決して現実を把握していないということではないと思っています。

2点目は、国等がやる事業、イレギュラーな事業を既存の枠組みに具体的にやっていくにはどうしたらいいか、また、今後これを受けてそういった方向に支援していく考えがあるかということでございますが、どの地域も法を改正していく中でも、やはり財源が厳しいところであることは十分承知しております。

ただ現実には、LEDの取替えについて、2027年に蛍光灯の製造中止ということを考える中で、財源が逼迫している小規模な地区にあっても、計画的に年度別で計画をし、集落地域活性化補助金などを活用して、LEDの交換を行った地区が9か所あるということも事実です。

今、現時点でこのLEDに対しての支援の考えがあるかということについては現時点ではございません。ただ、LEDに限らず、先ほども申し上げましたが、改正すべきことが出てきて協議検討の中では、まだまだ考える余地はあるとは思っております。

○6番（牧野 牧子）

財源的にも厳しいが、やはり2027の計画であるということで、協議をしていく方針であるといった理解でよろしかったですね。

それでですね、先ほど地区そのものの統合が進んでいくのかということを質問いたしました。しかし現在は各地域の活性化や集落と行政との協働のまちづくりに取り組んでいるとのこと答弁でした。

しかし、現実的にはですね、本当に民生委員の成り手不足があり、欠員が出ている地域も

ある。町内会に未加入で加入されないご家庭や脱退される世帯も見られます。また、自主防災組織の組織率も依然として高い状態とは言えない状態です。

私は、地域コミュニティの維持がますます難しくなっていると感じていますが、町長が言われる各地の活性化や協働のまちづくりをされるっていう答弁でしたけども、具体的にどういった取組をされているのでしょうか。また、その取組はどういった成果が上がっているのか、そういった評価なども、分かる範囲でお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

地区統合が進む中、自治会離れが進んでいるが、これに対して具体的にどういう施策をし、どういった成果が上がっているかという再質問でございますが、まずもって自治会離れが進んでいることは事実です。大変大きな課題だと思っています。

ただそれが補助金があるから自治会離れが進むか、会費が高いから進むか、決してそうではないと。一人一人の住民の意識のここをしっかりと、各地域の中でも考えていかなければならないと思っております。

具体的な施策の前に、実際に町が協働のまちづくりをする中で各地域に地域活性化交付金を出しておりますけども、現実には小さな地区同士が、公民館2つ持ってるけど一緒になってというような地区も、今生まれてきている現状も把握はしております。その中にあってまずどういった形で施策を進めているのか。これは先ほどから申しております地域活性化交付金、これを各地域がどのように生かして各地域でどのように運営していくか、それは行政任せじゃなくて、地区でしっかり考えてやっていただきたい、そしてその中に、町としてできること、それが大きなお叱りでも構いません、来いと言われれば行きます。そういう姿勢で昔からやっております。

行政が全てやるのが、地域コミュニティではないというふうに考えています。

○6番（ 牧 野 牧 子 ）

ご答弁よく分かりました。最後になるんですけども、住民が安心して暮らし続けられるように将来の地域の姿を示すことも、行政の重要な責務であるのではないかと考えております。

自主防災組織を立ち上げる時など、いつも町長は、「相談があれば出かけて行くよ」と言ってお下さっています。しかし、町は町で住民から申出があれば応じるけども、ただ、最近はどう住民との議会との懇談会もありますが、その中でも、住民から見ると、町が主導であるものと考えているという考えもよく聞きます。

自主防災組織率が依然として低いのは、そういった関係がどちらも「そちらがやるでしょ

う」、「あなたたちがやるでしょう」ってそういった関係が続いているからではないのかなと私は考えます。このままでは、もう何の解決もならないと感じておりまして、それならですね、せめて話し合う場を設けて、町も住民も責任を持って両者でこれからどうしていこうか、そういった場を、作っていくのも、行政主導、そこは行政が旗を振ってくださればいいのかなど考えておりますが、町長のお考えもお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

安心して暮らし続ける地域集落づくり、その中で行政主導で皆さんのお考えを引っ張っていくのもいいんじゃないかという、再質問、ご指摘、ご意見だと思いますが、まず私の言い方が悪かったかもしれませんが「あなたたちでやりなさい」っていう、そういった強く言ってるわけではないですけど、まず地域って誰のため、自分たちの地域をどう繋いでいこうか、どうしたら住みやすくなるのか、それはやはり、住民の皆さんが考えること、そこに役場は、町は手助けができればなと思っています。

話し合いの場を持ちましょう、そういうご意見に対して何度も申し上げますが、いつも出かけて行くと言ったことに嘘はなく、そのために出前町長室があって出かけています。

それは何回も皆さんに5人以上であれば、各地域にも出かけますと言っておりますので、そこは話し合いがあれば必ず出かけます。

行政主導でやるべきことと、行政主導でやるべきじゃないこと、行政がお力添えをするのが主にならなければならない、そこは、きちんと区分してやっていきたいと思っています。

○6番（ 牧 野 牧 子 ）

地域コミュニティがあることで、とてもいい制度だなと私はすごく感じているのですね。

それはもう都会の方では、独居で亡くなられる方、たくさんおられます。そういったことが町内には、本当に少ない、全くないのか少しあるのかそこはちょっと把握しておりませんが、でもそういったことを聞かないです。

それはやはり、民生委員さんであったり包括センターの方であったり、社協の方であったり、やっぱり出かけて、そういったところにも、そういった方々のお話を聞くだとかをされているからこそ守られているのかなと思います。

ただ先ほども私申しましたけども、そういった方々がどんどん包括センターとか包括だとか、社協に関してはなくなるということはないでしょうが、ただ、民生委員さんだとかやはり相談を受けるような窓口を担っている方もどんどん減っている、そういったところにもすごく不安だな。この島だからこそ、よき島であるのにだんだんそういったところも失われてい

くし、自治会に関しても、本当に今や働く年齢も国のほうでも 70 歳、それぐらいまで働ける、そういった施策もどんどん進められていますし、定年の時期もどんどん伸びています。そんな中で、コミュニティだとか、そういったところに安気してゆっくり自治会を守っていこうだとか、そういったところにゆっくり関われる人というのは本当に少なくなっていく。例えば、町道の整備であるとか、業務委託をしようだとかそういう流れが来るかもしれませんし、今はもうこうやってコミュニティがあって、自治会の中で皆さんの顔を見ることで、もしかしたらそういった高齢者の方たちの安否確認もできていたりだとか、そういったことも総合したときに、本当にこの先、地域コミュニティというのはすごく大切で、本当に無くしてはいけないと思っておりますので、ぜひ続けていけるように、相談があればという言い方は違うということで先ほど町長仰いましたけども、何か困り事はないかと言ったところについても、住民に寄り添っていくのが、やっぱり将来の町の将来像をつくっていく行政がやっていく、重要な責務、先ほども言いましたけども、責務であるんじゃないかと、とても私はそう考えます。

それでですね、人口減少が続く中で、現在、全ての町内会集会所、将来にわたって維持できると町は考えていますか。20 年 30 年後の姿をどのように想定しているのか。そういったところも、町長の所感をお聞きしたいのでお願いいたします。

○（議長 安部 大助 ）

確認します。

牧野議員、今の質問は、現状認識は先ほど町長が答弁されました。今質問された内容というのは、将来のコミュニティに対する現状を踏まえての考えですか。

（ 牧野議員うなずく ）

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

将来にわたって地域コミュニティを維持できるかという、まずもって、地域コミュニティなくして町ではないわけで、地域コミュニティは守っていかなければならない。ここは皆さん一緒ですが、どのように守っていくか、ただ単に全てに町が支援して持っていくのかというのじゃなくて、自分の地域もそうですけども、会費を払わなくて済む、清掃しなくても済む、そういった、本当に今までには考えられないような理由で、自治会を離れる方も増えてきました。

そこをどうしていくのが今のコミュニティの大きな課題だと思っておりますが、なかなかこれは人口減少と一緒に、各個人さんの考えですので、なかなか解決する問題じゃないです。

以前であれば、地域全体で、つるし上げじゃないですよ、そういう意味じゃなくて、もっとみんなで一緒にやっ払いこうやという声かけの中で、全ての方が地域に入って活動ができたけど、今はそういう時代じゃなくて、何で入らんのということを突き詰めていくこと自体も、どう言ったらいいかな、言い方は本当に難しいですね、しちゃいけない社会になっているというのも現実です。

ただ、そういったことも含めて、やっぱり自分たちの地域は自分たちで守っていくんだという意識をみんなで持つように、各地域が頑張っていたきたい。そしてその中にあって、我々は今も続けております。

最近も言うとおりの、微力、小額な支援金かもしれませんが、今後も地域が継続していくように、集落活性化交付金はやっていきたいと、そのように考えています。

○6番（ 牧 野 牧 子 ）

お考えというか、時代の流れとともに難しい問題なのかなと私もそう思います。

ただこの集落の活性化という、補助金、名前がそういう名前です。活性化に繋がるような、ただ、今先ほどから説明しましたとおり、維持管理費、そういった諸々のそういうものに使っていつてしまう今の現状を聞いていただきました。せっかくですので活性化事業という名前の事業費ですので、しっかり活性化に使えるような、町の政策で、地域コミュニティを本当に継続していけるように、町も私たちも取り組んでいかないといけないと思いますので、そこはもう、今日皆さんここで、今お話聞いていただいた方も共通認識だと思います。ということですので、質問は終わらせていただきます。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、牧野 牧子 議員の一般質問を終わります。

次に、5番：山田 浩太議員

○5番（ 山 田 浩 太 ）

参政党の山田浩太です。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

今回私大きく2点、質問をさせていただくこととしております。

1点目につきまして、佐々木家住宅の公開時間短縮と文化財活用の方針についてというところであります。まず、この質問の背景というところから先に少しお話しさせていただきたいと思っております。私は過去にもこの島の東回り、例えば黒島の展望台のことであったり過去に質問をさせていただいたことがあります。東側のやっぱり何て言うんでしょう、だんだん寂しくなっているんじゃないかというところを、懸念しています。

そんな中、今年度の3月の定例会で総括でも質疑をさせていただきましたけれども、この佐々木家住宅の時間の短縮、公開時間の短縮というところで周知について質疑をさせていただいたことがございます。そこに関連してこの東側、島の東側やっぱり元気にしていきたいと寂しくなってきたんじゃないかというところを質問の背景として、まず1点目の質問に移らせていただきたいと思います。

まず、佐々木家住宅がありますが、国の指定重要文化財であります。今年度から公開日、そして公開時間が水曜日、及び日曜日の午前9時からお昼、ちょうど12時までの週2日、そして各3時間に短縮され、さらに、夏期には休館期間が設けられているというように承知しております。佐々木家住宅は、隠岐の島町の歴史や文化、暮らしなどを伝える重要な文化財であり、そして観光資源でもあると同時に町民や子供たちにとっての教育資源でもあるというふうに考えております。文化財は保存が第一であることは当然であります。しかし、保存するだけではなく、適切に公開をし町民や来訪者がその価値に触れる、そういった機会を確保していくことも重要な役割であるというふうに考えております。

そこで順次質問を伺ってまいります。まず1点目、公開時間の短縮に至った理由についてであります。これまで佐々木家住宅年間約275日程度の公開を支える管理、そして清掃体制が維持されてまいりました。その中で今年度から公開日と公開時間を大幅に短縮するに至った具体的な理由について、お伺いします。

また、令和4年度に保存修理の工事行われておりますが、それ以降、入館者数は一定程度回復傾向にあると考えておりますが、これまでの利用実績や文化財を公開する意義と照らし、今回の判断を町としてどのように整理をされているのか、お伺いいたします。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今の、山田議員の「公開時間短縮に至った理由」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、国指定重要文化財「佐々木家住宅」につきましては、隠岐最古級の木造住宅として文化的価値が高く、隠岐の伝統建築と生活文化を体感できる貴重な施設であります。

また、昨年度の入館者の実績は1,437名となっており、夏季に臨時休館を実施したにもかかわらず、多くの方にご来館いただきました。

しかしながら、日々の入館状況を見てみますと、年間275日程度の公開の内、入館者が2名以下の公開日が110日程度あり、このような利用状況におきましては、施設の文化的価値とは別に、運営体制を維持するためのコストと公開日数とのバランスを再検討せざるを得な

いと考えております。

このような中、文化財を広く一般に公開することの意義と効率的な施設運営の両面から最も適した公開条件を慎重に検討した結果、やむを得ず今回の判断に至ったものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（山田浩太）

再質問いたします。詳細にいろいろ数字等も含めてお示しいただきました。年間275日程の内、2名以下の公開日が110日間少なかったということで、コストと日数のバランスをとるということでした。非常に理解ができます。一定の合理性がある中での判断であったというふうに考えております。

私のほうでここで確認させていただきたいこととしましては、入館者が2名以下、約4割の日程が2名以下であったというふうに考えていますが、いろいろ検討いただく中で、入館者数が少なかった2名以下であった日に例えば特定の曜日であったりとか、時期であるものであるとか、天候であるとか、そういった何か偏りがあったりとか、そういった何か数字であったり分析であったり、検討であったり詳細な数字等までは必要ではないんですが、そういったところも検討いただく中に入っていたのかどうか、この点をお聞かせいただきたい。

○番外（教育長 野津浩一）

ただ今、山田議員に言われたとおりの検証の中でですね、曜日とか天気とか天候とかというところは、詳細には検討の材料にさせていただいてません。ですので、そういった形での検証ではないということで、申し訳ありません。お願いします。

○5番（山田浩太）

時期や天候等ではないという、ご答弁でした。先ほどもご答弁にありましたけれども、ここ数年の数値的な入館者数だけで見れば、増加傾向にあったというふうに認識しております。この数値をコストで1つの問題としてはコストが問題になっているという答弁でありましたので、確かに収支の部分、大分厳しい状況であるというのは私も理解しているところであります。

ただ、入館者数としては増加傾向にある中で、ここを伸ばすというところは例えば議論の中に、検討材料の中に上がらなかったのか、公開日数を例えば維持した中で日数を減らすということではなく、もっと入館者数を増やすというところでこのコストですね、収益のバランスをとっていくというようなところも検討の段階に入らなかったのかというところをちょっと改めて再確認させてください。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

仰るとおりコロナ明け、それから耐震工事のための休館期間を終えてから安定して、年間を見ると、1,400人から1,500人の間をずっと安定的に来館していただいておりますので、これがMaxかどうかはちゃんと検証してはいません。ただ、この程度の入館者数は毎年あるだろうという中ではあるんですが、コストの検討の中で、どうしてもこの中でどこを削減していくかという議論になったということでございますので、伸ばしていくという議論ではなく、どこの部分をコスト削減していくかという、そういった議論が今回の結論に至りましたので、よろしくお願いします。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

そうですね、非常に残念に思う答弁だなというふうに思ってます。最初っから、どうやったら残せるのかということよりも、当然、財政優先すべきでところは財政やコストっていうところは理解をしていますが、そういったところが優先された結果で今、この大幅な短縮であったというところを非常に残念に思っております。

時間もありますので2点目の質問のほうに進みたいと思います。今回のこの佐々木家住宅の中で私が一番確認というか、伺いたい点がこの点になってまいりますが、過疎地域持続的発展計画との整合性についてであります。

我が町には、隠岐の島町過疎地域持続的発展計画というものが、今年度令和8年度から12年度まで計画として町の総合的な計画という位置づけで策定をされておりますが、その中に、町内の文化資源については活用が十分とは言えず、関係機関との連携強化を含めた活用促進が必要であるというように、この計画の中にもしっかりと明記されているところであります。

また、文化関連展示施設の入り込み客数につきましては、今回のこの佐々木家住宅と隠岐郷土館、それから五箇の創生館の合計人数を令和6年度の数字で5,728人（年間）、これに対し令和12年度には1万人に増やすということがKPI、目標として掲げられております。約2倍にしていくと、約6年で2倍にしていくということが町の目的、目標として掲げられているわけなんです、文化関連展示施設全体でのこの客数を増やす目標を掲げている中で、その対象施設の一つであるこの佐々木家住宅の公開機会を減らすことは、この計画の方向性と整合しているのかという点についてお伺いいたします。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今の、山田議員の「過疎地域持続的発展計画との整合性」についてのご質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、佐々木住宅におきましては、総合的に判断し今年度より公開時間を短縮いたしました。公開時間が限られる状況ではありますが、その中においても多くの方々に佐々木住宅へお越しいただくためのイベントなどを実施し、地域の文化資源としての価値をより多くの方に知っていただけるよう取り組んでまいります。

また、今後の運営にあたりましては、地域の皆様や観光関係者のご意見も伺いながら、より効果的な活用方法を検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（山田浩太）

再質問いたします。すいません教育長、私の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、ちょっと質問の回答がいただけなかったように感じています。私が質問として聞いたかったのはこの過疎地域持続的発展計画との方向性としてこれが整合性、方向性として合っているものなのか。この重要文化材佐々木家を含めた三つの施設を含めて、合計の人数を約倍にしていこうという計画を定める中で、そもそもの公開期間を減らすということは、ここと乖離する点があるんじゃないかという点です。ここについての考え方、もし方向性は決まってる、別の方向で例えば増やすとか、そういったお考えがあるのであればその点もあわせてお伺いしたいと思います。

○番外（教育長 野津浩一）

KPI、目標数値の方は、方向性という部分でございしますが、ほかの五箇地区にある施設もあるんですが、佐々木家につきましては1,400、1,500人の方に来ていただく施設ではあると思っておりますが、先ほども言いましたとおり、教育的な資産でもありますし地元の方にもこういったところを知っていただくということで、毎年イベントを行っております。色んな趣向を凝らしてですね、その人数というのは実際ここにカウントされてないところもあるので、これをKPIに入れるかどうかも含めてですね、まだ私はそれは定めてませんが、今年もそういったイベントをして少しでも多くの方に、地域・地元の方にも認知していただきたいというふうに思っていますので、そこも含めた活動するということでのご理解をお願いしたいと思います。

○5番（山田浩太）

イベントの人数をカウントされていないということで、その点については把握をいたしました。

あとは地元の方というお話がありましたので、この点についてはやはり周知の点、私3月に質問させていただいたこととも若干重なりますが、やはり地元の方に来ていただける、

イベントを知っていただける、足を運んでいただけるような周知等々取り組んでいただきたいなというふうに思っております。イベントの詳細や、そういった点についても伺いたいと思ったのですが、次の質問のほうに移りたいと思います。

3点目ですね、佐々木家の3つ目の質問です。

令和8年度、今年度ですね、当初予算の資料によりますと、佐々木家住宅の運営事業の事業費、76万1千円とありまして、前年度の予算額272万6千円から196万5千円の、率にして約72%の事業費の削減ということになっております。一方で、令和5年度そして令和6年度の決算では、いずれも年間約275日の公開を支える管理体制が維持をされておまして、令和5年度は入館者数が1,462人、令和6年度は1,534人と先ほどのご答弁にもありましたが、大体このあたりの数字で入館者数を上げており、一定の利用実績と増加傾向が身受けられるということであります。今年度の当初予算に対しましては議会としても、議決をしているところであります。

こういったこの中での予算措置後の運用の中で、公開機会の縮小によってこれどのような影響が生じるのか、そして町としてはこれどのように把握をし必要に応じた改善につなげていくのか。この点について、お伺いをさせていただきたいと思います。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今の、山田議員の「予算措置後の影響をどう把握するか」についてのご質問にお答えします。

公開機会の縮小による影響につきましては、観光協会をはじめとする観光事業者へのヒアリングや入館者へのアンケートを行うことにより、皆様のご意見を把握し、運営に反映してまいりたいと考えております。

公開時間の短縮を行ったところではありますが、団体等からのご要望があれば、これまで同様に柔軟に対応したいと考えております。また、イベントなどを実施することで、佐々木家住宅の魅力をより多くの方に知っていただける機会を創出してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

再質問いたします。

アンケートを行うということでした。どのように影響するかという点についてちょっと私も今のご答弁の中で、若干ちょっと把握し切れていない点はあるんですけれども、恐らく柔軟にこれからも対応されると先ほどのイベント等も含めてですね、対応されていくというこ

とであろうかというふうに考えて受け止めております。入館者に対してアンケートをとっていくということでしたけど、具体的には例えば来られた方々へどういったことをアンケートされてそれがどのように反映されるのか、この点ちょっと少しイメージをし切れないところがあります。

例えば、今回短縮していますけれども、そもそも困る方はこ来れない方、私もですね実はここ前回3月に総括をさせていただいた以降に佐々木家のほうに実際に伺いまして、現地の方を見させていただきました。その時は公開時間外に伺いましたので、そのときにもたった30分か1時間、1時間なかったんですけどその間2組の方がおられたんですね、2組2組、お2人お2人の2組合計4名来られていました。

それからウルトラマラソンもありましたけれどもつい昨日ですかね、ランナーの方をフェリーまでお見送りまでの時間でどっか島の中で行きたいところないですかということを聞くと、最初に言ったら佐々木家だったんです。本当に困ってる方ってやっぱり来られて行けなかった方なので、この来られた方にやっぱりアンケートを行ってもそんなに運営に対して何か反映されるようなものがとれるのかなということを疑問に思ってます。

そういった点どのようにお考えになられているかどのような内容のアンケートでどのように反映させていこうとしているのか、お伺いいたします。

○番外（ 社会教育課長 砂 川 祐 一 ）

アンケートの内容についてはですね、これから検討してまいりたいと思いますが、確かに議員が言われるように、来た方に対してのアンケートというのはそんなに難しいことではないんですけども来られない方についてはですね、観光協会等に多分いろいろ問い合わせがあると思いますので、そちらのほうの意見を酌み取って反映していきたいと思っております。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

次に、観光のオンシーズンにおける夏季休館についての考え方についてお伺いいたします。これからちょうど夏に向けて、夏は本町にとっても観光客が増えるシーズンであるというふうに考えております。

先ほどの過疎地域持続的発展計画におきましても、自然・歴史・文化などを生かした観光地としての魅力づくりと効果的な情報発信を進める方針が示されているところではありますが、その時期に国指定の重要文化財であります佐々木家住宅に休館期間を設けることが果たしてこの観光客の体験価値を損なうことにつながらないか、または文化観光の機会損失につながる可能性がないか。

もちろん猛暑の対策であつたりですとか、来館者や勤務される方々の安全の確保、こういったところに考慮、配慮していくことはとても重要であるというふうには理解をしておりますが、そのうえでこの夏季に休館期間を設けたこの理由と、それから、観光シーズンへの影響、この点をどのように見込まれているのか。この点についてお伺いいたします。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今の、山田議員の「観光オンシーズンにおける夏季休館をどう考えるか」についてのご質問にお答えします。

佐々木家住宅につきましては、空調設備もなく、管理人及び来館者の方に対して、熱中症の対策ができていない状況にあります。

佐々木家住宅の公開時間の短縮を検討する中で、夏季の公開について検討いたしましたが、安全確保の観点から、昨年同様に夏季の休暇を実施することといたしました。観光オンシーズンとはいえ、管理人及び来館者の健康を第一に考えた結果でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

空調の設備がないということでした。であれば空調設備を付けることも1つ検討してもいいんじゃないかと単純に思ってしまう。確かに今年は先ほどの質問の中でもありましたけども、猛暑が予想されています。屋内とはいえ、熱中症対策が必要であるという点は十分考慮したうえで、ただ、それでも屋内の施設でもありますし、まだ対策しやりようによっては対策ができるんじゃないかというふうに考えてるんですね。

私、この物差しというのが観光資源をこの夏の間、完全に閉じてしまうということによる、先ほどとちょっと重複するでありますけれども、この観光体験を損なわせてしまうという一方でのこのマイナス点ですね、こことこの安全面当然考慮されたと思いますけども、また別の視点でも検討することが、例えば、今言いました空調設備を各部屋何台も必要と思わないですね、例えば1つであつたりとか、そういったところから何か対策ができなかったものかと、非常に疑問に思うんですけれども、この点ちょっと教えていただけたらと思います。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

議員仰るとおり、空調設備を付けられないのかという視点も考えておりました。ただ現状変更ということで、国の指定文化財でございますので、島根県文化財課を通して文化庁に協議を行えば現状変更の許可が出ることもできるかもしれません。これは申請してみないと分からない部分ですけど。できるかもしれませんが、あの建物に対して戸を開けた状態の開放的

な中で見てもらうことも大きな目的でもありますので、エアコンの意味があるのかという色んなことも想像して、担当者と話した上で、今の環境の中での公開が一番いいだろうという判断をしたところでございます。

ただ、今後のことも含めてですけど、文化財保護審議会というのがこの町にもありまして、いろんな意見をいただけてますので、そういったところの意見も伺いながら、今年のやり方が100%正しいというふうに思っていないので、色々検証した結果、まだ改善するところがあればしていきたいという考えも基本的にありますので、そういった意味でご理解をいただきたいと思います。

〇5番（山田 浩太）

ぜひいろんな角度から検討いただきたいと思います。

またそういった国の部分に対してもまだ確認はされていない段階ということでしたので、ぜひそういった点も含めてですね、確認いただきたいなと思います。私は個人的にどうしてもこの夏の一番島がこれから盛り上がって人がたくさん訪れるこの時期に、締めてしまうというのはどうしてもやっぱり損失につながってしまうような気がしてならないんです。冬場は致し方ない、いろんな交通の中なかなかもう島に来れないとか、そういった理由もありますので理解はできるんですけども、一番盛り上げていくべき時期がこれから、このウルトラマラソン前の時期から5月6月とありますけれども、来ていただいた方々にはぜひやはりいろいろ楽しんでいただき、観光としても、そしてこの島隠岐の島町が誇る歴史の重要文化財にも実際に触れていただいて楽しんでいただきたいという思いがありますので、こんなに長期間長い期間閉じずにですね、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

では、すいません、次にいきます。最後になります。これまでの質問中の答弁とも重複する点があるかもしれませんが、今後の運営に関してであります。

通常開館のですね拡大等が難しい場合においても現状の体制されているかと思いますが事前の予約制、団体や学校の見学等への対応等そういったことはされているかと思いますが例えば月数回、終日週末等に開館をしていただくでありますとか、先ほどの答弁の中では、すぐに対応が今年度とかという話はならないかもしれませんが、夏季、このシーズンに午前中だけでも例えば公開をいただくとか、涼しい時間だけでも対応いただくとか、そういった可能性もいろんな方向性から探ってですね、柔軟な運用は可能ではないかと私は個人的に考えております。

それからほかの自治体を見ましても、文化財の保護と活用を両立するためにいろんな策を

講じている点を私もこの件で質問をするにあたりまして、いろんな事例を見ました。やはり、この夏に関してもそうですけども、いろいろな対策をされているところがあるなということを見ております。そういった点も含めて、この佐々木家住宅を単に保存の観点、維持管理すべき施設としてだけではなく、この隠岐の暮らしと暮らしや建築文化を伝える観光資源、教育資源、地域資源として可能な範囲で活用していくべき文化材であるというように考えておりますが、今後のこういった団体の受け入れ、それから夏季の午前公開、土曜日の限定、例えば隔週であったり、こういった期間での公開等、そういったことを今年度柔軟に対応いただく考えがないか、これについて伺いたいします。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今の、山田議員の「予約制・夏季午前公開などの柔軟な運用改善は可能か」についてのご質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複いたしますが、休館期間中におきましても、団体観光客から予約をいただいた場合や、学校等からの要望があった場合には、可能な範囲で対応してまいりたいと考えております。

しかしながら、夏季の午前公開につきましては、先ほど申し上げましたとおり、管理人、及び来館者の熱中症リスクが高い状況にありますことから、現時点におきましては、困難であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

そうですね、後半のほうで夏の猛暑への熱中症対策のほうになりましたがもともとの短縮公開は、当初あったようにコスト的な部分であったというお話からありました。

私やっぱりもうこれ質問ではなくですね、あれなんですけれども、やっぱり入館料を例えば上げるとか今 300 円ですね、中学生以下が無料になってますが、例えばこのコストとか、こういったところであれば入館料を上げるとかっていうのも一つの手だったんじゃないかなというふうに思ってます。途中の資料としては何か準備してたんですが、この山陰中国地方の、同じような住宅系というか、民家系の指定、この国の重要文化財を調べますと、私が調べた限りでは佐々木住宅が最も低かったんですね。ちょっと参考程度までに言いますと、鳥取の智頭町石谷家住宅 600 円、高校生 500 円、小中学生 400 円、山口県萩市の菊屋家住宅大人が 650 円、中高生が 350 円、子供 250 円と、岡山の倉敷市の野崎家住宅 500 円等々ですね。たくさんあるんですけれども、300 円非常に来られる方からしたら、お手軽でうれしい、入館料の設定下がったと思うんですけれども、ここもう思い切り、上げてしまって、このコ

ストの部分进行何か改善する手だてとか、そういったこともし良ければ今後の検討材料の一つとして、加えていただければなというふうに思っています。もしくはその町内の住民の方と町外とかで料金設定分けるとか、そういったのも一つじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひですね、この佐々木家住宅しっかりこの保存と公開と両方、両輪が必要であると思いますので、ご検討いただければと思います。

では次の質問に移ります。次の質問であります、本土の通院に伴う町民負担の実態把握と支援のあり方についてであります。本町は離島であり、そして島内で完結できない専門的な検査、治療、手術、経過観察等のために、町民が本土の医療機関へ通院せざるを得ない場合があります。本町には、有人国境離島法に基づく運賃の低廉化制度として航路航空路旅客運賃助成があり、町民の本土移動に一定の負担軽減が図られております。この制度は、医療福祉を含む住民生活に必要な往来を支える非常に重要な制度であると認識をしております。

一方で、直接の支援対象は航路航空路の運賃でありまして、本土通院に伴って発生する宿泊費、そして本土滞在中の移動費、そして付添いの方の費用、それから例えば仕事を休むことによる収入減であるとか、そういったことは対象としていないという状況であります。特にがん治療、難病、慢性疾患、小児医療、妊産婦、高齢者、障害者等を継続的に、本道の通院が必要な方にとっては医療費そのものに加えまして、離島であるがゆえに発生する移動、滞在に関する負担が家計を圧迫している可能性があると考えております。これを単に本土へ移動するための費用の問題にとどまらず、離島に暮らす町民が必要な医療を安心して受けられるという医療アクセスの問題であるというふうに考えておりますが、そこで以下についてお伺いをいたします。

1 点目、本土通院に伴う経済的・時間的負担をどのように認識しているかについてであります。本土通院では、医療費の自己負担に加え渡航費、宿泊費、本土滞在中の医療費や付添いの方の費用、こういったものが発生する負担がございますが、町といたしましてこうした本土通院に伴う経済的・時間的負担について、町民生活に関わる重要な課題を認識しているかという点についてお伺いをいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、山田議員の「本土通院に伴う経済的・時間的負担をどう認識しているか」についてのご質問にお答えします。

まず、本土通院に伴う経済的・時間的負担の認識についてであります、本町には隠岐圏域のへき地医療拠点病院である隠岐病院があり、一定程度の医療は、ここで完結できるよう

整備を図っているところであります。

しかしながら、島内で受けることのできない、高度医療をはじめとした専門的な治療、手術などにより、やむを得ず本土の医療機関に出かける方が多数いらっしゃることは承知しております。

また、議員ご指摘のとおり、本土に渡るための隠岐航路・航空路の運賃につきましては、隠岐航路・航空旅客運賃助成事業により半額以下に抑えられてはおりますが、本土に渡ってからの交通費や宿泊費等の負担も生じております。あわせて、介助が必要な方につきましては、介助者の同行が欠かせないなど、本土へ通院する上での経済的、時間的負担は大きいものと認識しております。

次に本土の医療機関へ通院している方の実態把握についてであります。把握できている範囲で申し上げますと、昨年度の隠岐病院から島外医療機関への紹介状の件数は約 680 件で、その大半が松江市、出雲市及び米子市内にある医療機関でありました。また、令和 5 年度の本町国民健康保険と島根県後期高齢者医療保険の被保険者の方の、松江市、出雲市及び米子市の主要な医療機関への通院実績は、年間で 2,170 件、入院実績は年間で約 710 件となっております。

関係機関との連携による実態把握についてであります。本町では先ほど申し上げました国民健康保険、後期高齢者医療保険のデータ以外の医療保険者（協会けんぽ、共済組合等）に関しましては、情報を持っておりません。隠岐病院等の紹介状から実態把握するにしましても、詳細に把握するとなると、日頃より多忙な医師及び医療従事者等に、大きな負担が掛かることになり、大変難しいものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇5 番（ 山 田 浩 太 ）

詳細な数字も含めてご答弁をいただきました。再質問を 1 点させていただきます。町のほうでは、国民健康保険等々のデータ以外の情報を持っていないため、隠岐病院等からの紹介状などによって把握することができるが医療従事者、病院の先生方に大きな負担になるということでありましたこの点については非常に理解をいたします。

私がこの質問を通して、全体的にお伺いしたいのは、やはりどのように認識しこれからどのような課題感を持って改善をしていこうとされているのかということなんです。例えば把握の仕方は、隠岐病院から紹介状をいただく、取り寄せる実態把握をするだけではないと思うんですね。いろんな方法で実態の把握と、全く全て正確な数字上だけをそろえること

が目的じゃないと思うんです。実態を把握するということであればやはりそういった、詳細なニーズであったりとか住民さんたちの意見、声であったりですとかそういったところをやっぱり町として把握していくというつかんでいくというところが非常に重要であると考えているんですが、今後そういったところをやっていくとか、やろうとしていくのかとか、そういった姿勢的な部分、情報の把握に関しまして、その点どのように町長お考えかお教えいただけたらと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

今後、そういった状況を把握していく考えがあるのかということですが、観光動態も一緒でありまして、できれば詳細に把握したい。それは、町としても、また各関係機関もそうだと思います。ただ現実には、細かなところまでなかなかできない。今言われるように2,170件以外の方もおられると思いますが、その方々に報告をしてくださってできるのかどうか、2,170件の数字で捉えてますけども、実態はどうかまでは把握していない。だから、しないじゃなくできればしたいという前提でいくと、その2,170件の中にも、我々は広域の拠点施設、隠岐病院を持っている中で、ここで完結できる人もおられるんじゃないか。ただ紹介状をどうしても書いてくれという方が、本土に出かけているという場合もあるという中では、今の議員がどんどんこれからご質問されたい部分になるんですが、難しい把握がたくさんあるんだというふうに思っています。

できるだけ関係機関と協力して、より今以上の実態が把握できるようには取り組んでいければですが、ここをこうしますということは現在ないです。そういう思いはあります。

○5番（山田 浩太）

はい非常に難しい、難しいですね。難しいのかもしれませんが、完全実態を把握するというのは。私もいろんな住民さんとお話しさせていただく中で、この話題というのは非常に多く、もちろん町長もそうで皆さんもそうだと思うんですけども、非常に多くお聞きします。それだけ困られてる方がいらっしゃるんだなというところでもあります。本当にやっぱり負担が大きいと物価高騰、近年のですね、こういったことも相まってだと思いますけれども、まずやっぱり皆さんそういった、町に対して認識してほしいと、認識されているのかどうか分からないといった、そういったところの実際の声としてあると思うんですよね。町長の今の思いとしてはあるんだということも、やはり町民の皆さんにも伝わっていくといいなというふうに感じております。実態の把握については非常に難しい問題なのかもしれませんが、そうですね時間をかけてでもぜひこのまま考えていただきたいと、何かいい手だて、方法を

探っていただきたいというふうに私は強く思っております。

それから続いての質問です。国境離島制度での運賃助成で対応し切れない追加負担をどう捉えるかという点につきましてです。国境離島制度に基づく航路や、航空路の旅客運賃の助成は、医療福祉を含む住民生活に必要な往來を支える制度であり、町民の本土移動に対する重要な負担軽減策であります。しかしながら、通院が継続になる場合や宿泊費、本土滞在費の移動費、付添い者の費用など、運賃以外の負担も発生してまいります。特に通院のために前泊後泊が必要になる場合や、高齢者、子供、障がいがある方などに付添いが必要になる場合には、本人のみならず、付添い者の方の費用も当然ながら発生してまいります。

町としてこの運賃の低廉化制度では対応し切れない本土通院特有の追加負担があると認識されているのか、お伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、山田議員の「国境離島運賃助成では対応できない追加負担をどう捉えるか」についてのご質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複するかと思いますが、議員仰せのとおり、隠岐航路・航空路の運賃につきましては、隠岐航路・航空路旅客運賃助成事業により、通常料金の半額以下に抑えられてはおります。

通院される方の状況といたしましては、病院の所在地や診療の時間などにもよりますが、比較的気候のよい時期には、高速船とレンタカーなどを利用されながら、日帰りで通院される方もいらっしゃるようです。しかしながら、通院される方の大半は、数時間の診療のために本土での宿泊が必要となっていることは承知しております。

また、荒天の多い冬場になりますと、最低でも2泊はホテル等宿泊施設の利用を余儀なくされます。あわせて、介助者の同行が欠かせない場合など、本土への通院は、離島で暮らす私たちにとりまして、経済的・時間的負担のみならず、多くの負担を伴うものであると捉えているところであります。

○5番（山田 浩太）

はい、そうですね、ありがとうございます。追加負担があることは捉えていただいているということですが、再質問だけします。

その中で町長、どのように、先ほどと重複しますが考えていただけるかと、こういった声があります。今レンタカーのお話もありましたけれども、日帰りしたとしてもですねやっぱり1万円とかかかりますね。高速レインボーを使って往復をして向こうでレンタカーを借り

てとなると、移動の日帰りしたとしても少なくとも1万や1万円未満は飛んでいくわけです。これが負担になっているという町民の声があるわけなんですけれども、捉えていただいているうえで、町長としてはどのようにお考えいただいているのかについてお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

追加負担があると認識している中で、どのように対応していく考えかということになりましょうが、それもまた次の質問にも関わってきますけども、お答えしたように、これは次の質問でお答えする考えでしたけど、昨年の第3回議会で牧野議員からもそういったご指摘を受けています。

そのことは十分承知してますし、対応し切れない追加負担をみてあげるにこしたことは無いというのは思ってますが、ただ現在の財源の中で、例えば先ほどの航路・航空路旅客運賃助成事業、半額以下で抑えられておりますといっても、国が半分出して我々が4分の1出すわけですから、それだけでも当初予算ベースで1億円、そして決算になりますと、この半額助成のために1億5千万の財源を使っているという、これは、もちろん病気の方だけじゃないですよ。

そういった財源の中でさらに、ということが財源確保が難しいという点も、ご理解いただきたい。皆さん全員それはやはり、致し方なく隠岐で医療が受けられないから出かけるということについては、みてあげればというのは誰しも一緒だと思いますが、現状ではなかなか難しいということをご理解いただきたいと思います。

○5番（山田 浩太）

最後の質問をさせていただきます。対象を限定した支援制度や県への要望検討できないかについて伺います。本土通院に伴う負担軽減策といたしましては、まずは医師の紹介等により本土医療機関での受診が必要な方や、がん治療、難病、小児医療等々、特に継続的な通院の負担が大きい方を対象に限定し、宿泊費や本土滞在費の移動費、そして付添いの方の費用等一部を助成する制度を検討できないかについてお伺いをいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、山田議員の「対象を限定した支援制度や県への要望の検討」についてのご質問にお答えします。

本町では、島外で出産される方につきましては、一定の助成を行っているところでありますが、がん治療、難病など、その他の疾患の方に対して、通院費を助成する制度はございません。

一方で、これまでも離島に暮らす住民の皆様に、安心した医療が提供できるよう、隠岐病院における医療完結率の向上に向けた取組を進めてきているところであります。

昨年10月からは、島根大学医学部附属病院の医師とオンラインで繋ぐ、難病患者の方の「オンライン診療」が開始されています。対象者は、現在のところ難病患者の方のみで、まだまだ件数も少ないとのことですが、今後は、広がっていくことが期待されます。加えまして、がん患者の方につきましても、オンライン診療の対象になる予定であると伺っております。

また、隠岐病院におきましても、本土受診における患者負担の軽減を目的に、その他の疾患のある方へのオンライン診療について、検討を進めているところです。

島外医療機関への通院に対する助成制度創設の必要性は、私も認識しており、これまでも検討はしてまいりましたが、本町単独の制度化は、現時点では財源確保の観点からも困難な状況にあります。

しかしながら、昨年第3回議会定例会での牧野議員の一般質問でも答弁いたしましたとおり、全国の離島も含めた制度化に向けて、引き続き、国に対しまして要望を続けてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（山田 浩太）

はい。もう質問終わりますが、この島根大学の医学部とのオンライン診療について初めて答弁の中で知りました。ぜひ本当にこの離島医療の課題を解決する糸口になるのではないかとこのように期待をしておりますので、今後これが広まっていくことを期待していきたいと思います。質問を終わります。

○議長（安部 大助）

以上で、山田 浩太 議員の一般質問を終わります。

ただ今から15時10分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 14時55分 ）

○議長（安部 大助）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再会宣告 15時10分 ）

引き続き、一般質問を行います。

次に、3番：西村 万里子 議員

○3番（西村 万里子）

皆様こんにちは。お疲れのところとは思いますが、もうしばらくお付き合いをお願いいたします。

それでは通告に従いまして、始めさせていただきます。今回は、道路整備について二つほど質問いたします。

初めに、「町道のライン引き直しを実施し、交通の安全に努めるべきと思うが」についてです。岬町に所在する隠岐空港は隠岐の島の空の玄関口であり、重要な隠岐の顔の一つであると思われます。飛行機で隠岐の島に来島された皆様も、隠岐空港から町内までの幹線道路が、道幅も広く景色も雄大で、好印象を持たれているのではないのでしょうか。路肩の雑木や雑草など、岬町の有志の方々や住民の皆様の力で、気持ちいいぐらいに整備されていると思います。

しかし、幹線道路にあるべき車線境界線、中央線、路肩線など、西郷大橋までのところではほとんどが消えてしまっている現状です。長い期間、この幹線道路は、フリー道路の様相を呈し、危険極まりない状態です。

また、追越し禁止のオレンジ色の中央線も消えているところもあります。昼間は言うまでもありませんが、夜間ラインが消えている道路を走行していると白線が見えなくて、どこを走っていいのか不安に感じたことがあると思います。白線が摩耗して、ヘッドライトに反射する材料がなくなっているからです。これは、光の反射を利用して視認性を上げる材料のガラスビーズが摩耗によってなくなってしまうからです。車を運転される方々は、道路にうっすらと残っているラインがあったであろうところを確認しながら走行されているのではないのでしょうか。また、歩行者にとっても歩道のないところでは、路肩線に頼って歩行されていると思います。その路肩線が消えていたら車道にはみ出し大事故になりかねません。

人と車の安全を守るためには、白線の塗り替えをしっかりと行っていただきたいのです。このような現状に対して、道路管理者の不手際を指摘する声も聞かれます。

早急にラインの引き直しを実施し交通の安全に努めるべきと思いますが、町の考えを伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、西村議員の「町道のラインの引き直しを実施し、交通の安全に努めるべき」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、隠岐空港から西郷大橋に至る幹線道路は、本町の玄関口の一部であり、来島された皆様が最初に通行する重要な路線であります。また、町民の皆様にとりまし

ても、日常生活に欠かせない主要な道路であり、夜間や悪天候時における安全確保のためには、車線境界線や中央線の視認性確保は極めて重要であると認識をしております。現在、当該路線における白線の摩耗や反射機能の低下が進み、運転者の皆様にご不安を与えている現状につきましては、本町といたしましても懸念しているところであります。

一方、町内には多くの幹線道路が存在しており、厳しい財政状況にあつて、すべての路線で早急に区画線の引き直しを実施することは困難な状況にあります。また、ご指摘いただきました「追い越し禁止のオレンジ色の中央線」をはじめとする規制線につきましては、道路管理者である本町ではなく、島根県公安委員会が管理・施工を行う法定の交通規制となっております。そのため、町が直接塗り替えを行うことができないものであります。

今後の対応といたしましては、優先順位を見極めながら計画的な補修に努めてまいります。同時に、オレンジ色の中央線など公安委員会の管理区間につきましては、警察署等の関係機関へ速やかに情報提供を行い、連携を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇3番（西村 万里子）

それでは、再質問をさせていただきます。

町長も答弁で仰られたように、岬町地区だけではなく本町の幹線道路や生活道路で、白線の消えてるところが多く見受けられます。優先順位を見極めながら計画的な補修に努めるとのことですが、そのようなことでよいのでしょうか。

この9月から道路交通法が改正され、主に住宅街などの生活道路における自動車の法定速度が、60キロメートルから30キロメートルに引き下げられることになりました。法定速度が30キロメートルになる道路は生活道路で、中央線や中央分離帯がない一般道路、主に地域住民の日常生活に利用される道幅が狭い5.5メートル未満の道路です。これまでは規制速度の標識がない場合、法定速度は60キロメートルでしたが、9月1日以降は標識がなくても、上限30キロメートルとなります。また、引き続き法定速度が60キロメートルの道路、幹線道路は、中央線や車両通行帯、車線が設けられている道路、また柵などで自動車の通行が多く分離されている道路です。

ただし、道路標識等で速度が指定されている場合は指定速度が優先されます。また、生活道路で標識のない道路を今までのように60キロメートルで走行したら、一発免許停止になります。

このようなことも踏まえ、先ほど私が質問させていただいた幹線道路だけの問題ではなく

生活道路も早急にラインの引き直しが必要と思われますが、再度町長のお考えを伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

幹線道路だけでなく必要な交通の部分の補修を早急にとということだと思いますが、まず1点、幹線道路、一般道路どちらもですが、財源確保が難しいから優先順位を決めて計画的にという、そういった意味ではなくて、財源財源ということではなく優先順位という中で必要な箇所からやっていきたいということです。ですから、年次年次では金額も違ってこようかと思いますが、ただそうは言いながら必要な箇所全てを一括でやれるかいうと、そこは難しいということとはご理解いただきたいと思います。

一般道路、幹線道路という部分でなくて必要な箇所はやっていきたい、その中にもやっぱり優先順位をつけるということです。

最初にご指摘いただいた岬町の道路につきましては、地区からの要望もいただいておりますので、担当部局のほうでも検討はさせていただいていることを申し上げます。

○3番（ 西 村 万 里 子 ）

そうですね、財源等もございますし優先順位をとということも分かりますが、先ほども私が申しましたように、9月の交通安全法ですか、そのほうが随分変わりますので、そのことも踏まえ、早急な対応をお願いしたいと思います。

では次の質問に移らせていただきます。「町道を県道に移管すべき」について質問いたします。

先ほども申しましたように、令和8年6月9日現在、6月9日にこれを出させていただいたんで現在なんです、隠岐の島町管轄の西郷大橋から隠岐空港入り口まで、道路のラインが消えている状況です。

県管轄の空港入り口から、今津の空港トンネルまではラインが引いてあります。幹線道路の管理は隠岐の島町建設課と、農林水産課、島根県県土整備局と分散されていると思います。

西郷大橋は以前には重量制限があり大型車両が通行できなかったため、今も空港線は今津を経由して隠岐空港までとなっていると思います。しかし、現在は、西郷大橋も大きく補強され、重量制限も以前のような厳しい状況ではなくなったと認識しております。空港バス、大型観光バス、大型ダンプ、ラフターなどといった大型車両が日々通行しています。

このような現状を鑑みますと、現在の空港線は、西郷大橋経由隠岐空港までという状況ではないでしょうか。

このように、交通量も多い幹線道路の事業を円滑に推進させるためにも、西郷大橋から隠

岐空港間の道路を県道にし県土整備局に全てを移管するべきと思いますが、町長の考えを伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、西村議員の「町道を県道に移管すべき」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、西郷大橋を経由し隠岐空港へと至るルートは、様々な車両が頻繁に往来する路線であり、本町の経済や観光の振興、さらには住民生活を支える上で、極めて重要な幹線道路であると認識しているところであります。

しかしながら、当該区間を県道へと昇格させ、島根県へ全面移管することにつきましては、極めて厳しい状況でございます。

その理由といたしましては、１点目に現行の県道隠岐空港線が、すでに隠岐空港までのアクセス機能を果たしていることから、別ルートの認定は道路網計画上、原則として認められないこと、また２点目として西郷大橋から隠岐空港入口までの路線が、西郷広域農道と町道とに法的管理区分が分かれていることが挙げられます。さらに、３点目として県の財政面や管理負担の観点からも、県道への移管に対しましては、極めて慎重な姿勢がとられていることが挙げられます。隠岐支庁県道整備局からも、現行の道路網計画との整合性や管理負担の面から、現時点での県道認定には解決すべき多くの課題がある旨を伺っているところであります。

一方で、区画線の有無など、利用者の皆様に管理の格差を感じさせている点につきましては、真摯に受け止めております。今後は、本路線の幹線道路としての重要性を鑑み、適切な維持管理と安全性の確保に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○３番（ 西 村 万 里 子 ）

先ほど答弁のほうで、すでに隠岐空港までのアクセス機能を現県道隠岐空港線が果たしているとのことでしたけども、現状ですが、県道隠岐空港線は今津方面から西郷に出る方が主に通ってる現状だと思います。空港に行かれる方はほとんど西郷大橋を経由して隠岐空港に行ってると思います。全く使っていないということはないと思いますけども、やっぱり交通量が、全然使われてる量が違いますので、難しいことは重々承知で今回質問させていただいてますが、ぜひ今後、県ともっと密に協議していただいて、県道に移管する方向で話をして持っていていただきたいのですが、再度町長の答弁をお願いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

難しいこともあることと思いますが、現状の実態を把握したうえで県道の移管について継続で協議していただけないかという再質問でございますが、まず1点我々が考えても、現状は西郷大橋経由が隠岐空港に行く路線であると認識はしています。ただ、県の県道隠岐空港線としては西田から今津経由で隠岐空港まで、そして今、現実に県道隠岐空港線として今津から西田方面の改良をやっていただけてます。その事業がある以上、かなり難しいというふうに判断しています。

ただ、議員が仰るように、駄目だからやめるかでなく、そういうことでなく、継続してほしいはしていかなければならない、ならないと思ってますが、最初に申しあげましたように県としては今、別ルートを認めない、そのうえで今我々がお願いもしてきた西田今津の改良を行っているということも、我々は考えながら要望していかなければならないという難しさもあるという点をご理解いただきたいと思います。

○3番（西村 万里子）

確かに今、今津の道路のところは改良工事されてるのは私も見て分かっております。今すぐとは言わないですので今後、やっぱり今どこが一番使われてるか、今たくさん車が走ってるのはどこかとかそういうところもしっかり考えていただき、県のほうにぜひとも働きかけていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（安部 大助）

以上で、西村 万里子 議員の一般質問を終わります。

次に、7番：齋藤 則子 議員

○7番（齋藤 則子）

皆様こんにちは。

今日7番目の質問者でございます。多分最後ではないかと思うんですけども、まず質問に入る前に一言お礼の気持ちをお伝えしたいと思います。

実は先頃、今年の3月ですけども、仏像神像等21体が町の有形文化財に新規認定されました。これは私が町議になる前から取り組んできた仏像保護の活動が一般質問を通して、やっと一つ結果が出たと、非常に感無量でございます。一緒に取り組んできた友人の1人は既に鬼籍に入りましたが、よい報告ができました。大変うれしく思っております。町長始めご尽力頂いた職員の方々、その他関係者の方々に感謝の意を表したいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

大変長時間に渡りまして皆様ずっと椅子に拘束されて、大変な思いをなさってるんじゃないかと思いますので、私の質問をちょっと長かったかなと思いますので、ちょっとはしよりますが内容は変わりませんのでどうぞご承知おきください。

まず、私の質問は2つございまして、1つは隠岐の島町誌の編纂をするべきではないか、もう1つは、ポートプラザのより有効な活用についてでございます。

それではまず、1番目の隠岐の島町誌の編纂をするべきではないか、もうこれだけに尽きるわけですが、何やらかんやらくらくと述べておりますので、そこら辺ははしよりたいと思います。

一昨年、隠岐の島町は町制20周年を迎えました。これを契機に町誌編纂を行うべきと考えます。西郷町誌からもう50年がたっております。布施村誌からは40年、五箇村誌からは37年、都万村誌からは36年、中村郷土誌から30年経過しています。

車社会になってからの社会形態の変化は著しいものがあります。町制がしかれてからの20年間の変化も大きく、人口は1万5千人から1万3千人と2千人も減少し、少子高齢化社会に突入し、令和6年、2024年ですね2年前の発表で、本町は平成26年に発表されました消滅可能性自治体から脱却できない自治体にとどまっています。

またこれに対して丸山達也島根県知事は、日本全体の問題を自治体の問題であるかのようにすり替えていると批判されております。日本の地方衰退に拍車をかけたのが郵政民営化と言われているわけですから、丸山知事の批判が当たっているにしても現実問題として郵便局や商店は消え小中学校の統廃合は進み、JA支店は全旧村から消えて町部に集約され、開業医院も減少し、魚は捕れなくなり漁業者も減り、休耕田畑は増え山は荒れ、旧村の衰退は顕著です。

過去を振り返り将来への進むべき道を模索するためにも、町誌編纂は必要と考えます。

これに関して、都万村誌の序に当時の都万村長阿部圭次氏が次のように書いています。「今後の有為な郷土研究者の出現によって、この都万村誌に盛り込むことのできなかった埋もれた実績を新たに掘り起こし、都万村の歴史に一層の厚みや奥行きを加えていただくことを期待してやみません」これは都万村誌だけの事にとどまるものではありません。

また都万村誌の編纂ですけれども、昭和43年に企画されておりますが、その後、種々の事態に見舞われ、上梓されたのが1990年と22年もかかっています。

このようなことが起きないように、今、隠岐の島町誌の編纂準備に取りかかるのが現在の私たちに課された使命だと思います。

池田町長のお考えを伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤議員の「隠岐の島町誌の編纂」についてのご質問にお答えします。

島を愛し、島の発展を願う「隠岐びとの心」を育むためにも、本町における今日に至るまでの貴重な史実などを後世に伝えていくことは、私共の責務であると考えております。

このことから、私も隠岐の島町誌編纂の必要性を感じており、これまで隠岐の島町図書館におきまして保存すべき資料の整理を行ってまいりました。また、昨年度に実施いたしました行政組織の検討におきましても、町誌の編纂を新規事業として取り扱うべく、所管の決定を本年度に行うこととしております。

現時点におきましては、町政 30 周年を目途に隠岐の島町誌を編纂する予定であり、もう少しばかり時間を要することになりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（齋藤 則子）

まずは肯定的なご答弁をいただき、うれしく思います。

しかしここで2、3確認がございますので、再質問をいたしたいと思います。

まず所管課、所管の決定を本年度に行うことというのが答弁ございますけれども、所管課または係を新たに設ける、そういう予定でございますか。

そしてまた、そうであるならば、それはいつ頃の時期になるのか。

どうぞお答えいただきたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

所管を本年度中に決定いたして、実施時期は令和9年4月1日から新たな職員といいますか、形はどうなるか今、話してはおりますけれども、まずは1名配置してしっかりと新年度で対応したいというふうに進めております。

○7番（齋藤 則子）

来年度から所管課を配置するというそういう認識、そういうふうに理解しましたけどよろしいですね。はい。ありがとうございます。

それからまた、町制 30 周年を目途にという期限は、それまで町誌をつくるため編纂するための調査を色々して、そして、町制 30 周年に刊行する、編纂して刊行するということでよろしいんですね。

ちょっとこう、そういうことでありましたら、10 年先ということではですね、もう確かなことは言えないわけですね。ずっと調査を続けていけばそれでいいとは思いますが、

もしそれ以上に延びるようなことでもあればですね、私も、あと10年なんていうのは、もう声が届かなくなっているというふうに考えます。どこら辺にいるのか分かりませんが、天国にいるのか地獄なのか分かりませんが、町長もいつまで町長職におられるかその10年間ずっとおられるかどうかというのとは分らないわけですね。

そこでちょっとお約束をお願いしたいなと思いますのは、引き継ぎのときですね、必ず、このことは、10年、町制30周年のときに刊行できるようにというようなことの引き継ぎっていうのは、是非していただきたいと思うんですけれども、お約束をお願いできますでしょうか。引き継ぎの約束です。

○番外（町長 池田 高世偉）

30周年を目途にということをお約束できるかということですが、まず、所管課を決定して令和9年4月1日から担当を置いて取り組むということ、そして、今までも隠岐の島町図書館において資料を収集してきておりますからそれらも含めて、30周年を目途に、編纂を進めていきますと、引き継ぎで申し上げますが、私の後の人がまた決めることで、僕もどこにいるか分かりませんので、自分としては、ここで進めていくんだということで4月1日から取り組むということはきちんとお約束するつもりです。

○7番（齋藤 則子）

今のご答弁では、次の人がどうもそれをやるかどうかとまでは確約はできないみたいな意味にとりましたけれども、そういうことでよろしいんですか。いやそれはちょっと困りますけれどもですね。ずっと続けていただきたいという。それを期待して。

それから先ほどのご答弁で保全すべき資料の整理を行ってきているというふうに、非常に大変いいことだと考えております。ただ、町誌編纂は資料だけでは、資料だけにのっとってできるものではありません。もう時代が変わってきておりますので、いろいろ調査をしないといけないことがあるわけですね、大変前にもいつのあれでしたかしら、町長にも、約束いただいた例えば、船小屋ですね、北前船の船絵馬もいまだにまだ何も行われてないんじゃないかと思っておりますけども、それから、もう北前船関係とか隠岐にとっては非常に大事な隠岐騒動からつながる、廃仏毀釈ですね、それも大変な問題でそれはちゃんと隠岐の住民がどのような時代を過ごしてきたかという歴史をつくってきたかというの、絶対に後世に残さなきゃいけない大変重要な観点であります。

そこでそういうことも、今まで町誌に載ってこなかったようなことも、今度は都万村長が言っていたように、その実績に、歴史的な実績を新たに掘り起こしていくようなところにつ

ながるんではないかと思いますので、ぜひそこら辺も、調査研究の上、これから8年ぐらいですかかけて、それは是非行っていただきたいことだというふうに思っております。

そういうことでそれでは、次の質問に参ります。

2番目に、ポートプラザの活用について質問いたします。西郷港周辺のまちづくりを開発するのであれば、ポートプラザの周辺も総合的に考えるのが一番意義にかなっているのではないかと、今さらながらなんですけども考えました。

つまり、あそこの辺の立体駐車場からフィッシャーマンズウォーフ、あんき市場、郵便局、銀行辺りまで視野に入れ、駐車場を十分とれるように計画するべきではないかというふうに考えます。

まだこれからでも遅くはないはずです。駐車場を探さなければならないような状況では、人寄せは簡単にできないというふうに考えます。

にぎわいの創出といっても、人が来なければ机上の空論でしかありません。それは前段階の私の話ですけれども、ポートプラザの2階は今リニューアルがほぼ終わり、共有のスペースの改修が残っているようですが、それも間もなく完成するはずです。

ただ、港が見える最上階の6階は長い間空白状態です。少し利用されたりはしているんでしょうけれども、このままの状態にしておくのは宝の持ち腐れだと思います。例えば、3、4、5階はホテルですから6階もホテルにリニューアルしてはどうかと思います。海士町のEntôとまではいかなくても、西郷港を眼下に望みフェリーやレインボージェットの往来その他様々な船舶の航行が一望できるすてきな場所です。岸壁で釣りをしている島人も見られゆったりした気分になれる最高の立地にあります。

そこのフロア全部を1組の客室用に、あまりVIPっていう言葉を使いたくはないんですけどもVIPルームみたいな形にですね豪華にリニューアルし、何人まで幾ら幾らとそれなりの料金設定にすれば、Entôに負けないような夢が見られるようなホテルになることは間違いないと思っております。もちろんリニューアルという初期投資は必要不可欠な課題ではあります。

また1階部分ですが、現在旅行会社、観光会社、そして土産物店が入っています。大変立地のよい場所にありますが、人の出入りはあまり活発ではないというふうに見ております。

この都市開発が進められている今、一緒にもっとにぎわいを創出できる活用方法を考えてもよいのではないかと思います。町長の所見を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤議員の「ポートプラザのより有効な活用」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、以前からポートプラザ6階部分につきましては使用料金が高く、活用されていない状況でありました。そこで、より多くの方々にご活用頂けるよう、本年第1回議会定例会におきまして、料金形態を見直す条例改正を行ったところであります。

6階部分は2階部分同様に指定管理者へ管理を委託しており、改装につきましても協議検討いたしました。しかしながら、短時間の会議や会食を伴う利用など、すでに数件の利用に関する問い合わせをいただいておりますことから、今しばらく現状のままで、指定管理者と更なる利用率の向上を目指してまいりたいと考えております。

また1階部分の活用に関しましても、議員ご指摘のとおり近隣施設の開発に併せまして、バス停としての機能も含め、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（ 齋 藤 則 子 ）

今ご答弁いただきまして、要するにポートプラザの6階部分は会議や会食を伴う利用だけでいくということで、私の提案いたしましたホテルに改修するという案は見過ごされたわけでもありますですね。会議や会食を伴う利用だけで有効利用ですとか、活性化につながっていくとは感じられないわけですね。大変立地のいい場所にあるわけです。Entoに負けないような海も見えるし、ゆったりした気分になれるところなわけですね。

例えばVIPのようにお金がなくても5、6人でも何人かでも泊まれば、泊まることのできればそういうような料金でありさえすれば、非常に有効活用ができるんじゃないかというふうに考えるわけですので、ぜひこのことは検討していただきたいと思うわけですね。

もう一度協議検討を、再度、1回で駄目なら2回で、駄目なら3回でも4回でもやっていただきたいというふうに感じるわけです。

1階部分も同様なんですけども、一番大事なのはやっぱり6階部分の利活用だと思います。会議とかそういうことではなくて、会食とかではなくてですね、そういうことでちょっとこれに関してのご答弁をお願いしたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

6階部分の有効活用について再検討をしてみたいかという再質問でございます。

まず議員ご提案の6階部分をホテルとして有効活用すればいいのではないかという件について、決して見過ごしてはいませんので、そういうお考えはあるということを踏まえて、答

弁させていただきます。

この6階は、今年の3月までホテルが使う6階は、一番最初からあそこは結婚式場や会食あるいは宴会場として活用してきた場所でございますが、途中から全く活用ができないただ広いだけのスペースということになっておりましたので、今年4月からホテルから切り離して、改めて指定管理施設として、2階のホールを運営する指定管理者と協議しながら、6階と2階を一体に管理していただいて活用をまずしてもらいます。

先ほども答弁で申し上げましたように、今数件のお問合せがございますので、今しばらくはこの会議室、あるいは会食を伴うスペースとして活用してまいりたいと思っております。そしてまた、その状況を見ながら、また皆さんにお願いして今議員が仰っているような、ホテルの有効活用なのか、あるいはまた違う面での活用なのか、今後また検討すべき時には検討して、皆さんのほうに諮りたいと思っておりますけど、今しばらくは、先ほど答弁いたしましたように、会議場、会食の場所スペースとして活用してまいりたいというふうに考えてます。

○7番（ 齋 藤 則 子 ）

もうこれで質問はございませんけれども、ただ、私が本当は質問したかったことはまだほかにもございまして、要するにあのあたり周辺の一帯、総体的な開発ですよね。やはり、駐車場が少ない。

例えば船着場の駐車場があるんじゃないかというようなこともございますけれども、あそこも時間帯が重なってしまいますと使えないというようなことがございますので、まず、今、都市開発をやっているところで十分な駐車場をやはり確保しなければいけないんじゃないかというようなことがございますので、あとはいろんな今のポートプラザにしてもフィッシャーマンズワープにしても、所管課が色々あるわけですね。

そうすると縦割り行政になってるっていうところがあってその弊害も出てくるんじゃないかというふうに考えますので、そこら辺はあそこら辺一帯を開発するのであれば、横断的な町の横断的なそういう、開発グループっていうんでしょうかね、本当は考えるべきではないかというふうに考えますけれども。

以上で私の質問は終わります。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、齋藤 則子 議員の一般質問を終わります。

ここで皆様にお諮りします。

本日の一般質問は残り2人となっておりますが、4番：脇田 千代志議員、1番：松山 貢

議員の一般質問は、明日、24日に行いたいと思います。

延会をしたいと思いますが、皆さん、ご意義ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。そのように決定いたしました。

したがいまして、本日はこれにて、延会いたします。

(延 会 宣 告 15時56分)

以 下 余 白